

平成30年3月09日  
平成30年3月12日  
平成30年3月14日  
平成30年3月15日

# 予 算 委 員 会

阿久根市議会



- 1 会 議 名 予算委員会
- 2 日 時 平成30年3月9日(金) 10時00分開会  
16時11分閉会
- 3 場 所 議場
- 4 出席委員 牟田学委員長、濱田洋一副委員長、白石純一委員、  
渡辺久治委員、西田数市委員、竹原信一委員、  
仮屋園一徳委員、竹原恵美委員、中面幸人委員、  
大田重男委員、濱崎國治委員、岩崎健二委員、  
濱之上大成委員、山田勝委員、野畑直委員
- 5 事務局職員 次長兼議事係長 牟田 昇 君、議事係 大漣 昭裕 君
- 6 説 明 員
- ・ 議会事務局  
局 長 松崎 裕介 君 係 長 別府 輝雄 君
  - ・ 監査委員事務局  
局 長 川畑 幸博 君
  - ・ 選挙管理委員会事務局  
局長(兼) 川畑 幸博 君 係 長 高口 良輔 君
  - ・ 会計課  
課 長 久保田真一郎 君 係 長 新町 勝利 君
  - ・ 総務課  
課 長 山下 友治 君 課長補佐 園田 豊 君  
係 長 中尾 隆樹 君 係 長 尾上 覚史 君  
係 長 前田 敏 君 係 長 大野 裕人 君
  - ・ 総務課消防係  
参 事 的場 博俊 君 係 長 牛之浜宏信 君
  - ・ 企画調整課  
課 長 早瀬 則浩 君 課長補佐 寺地 英兼 君  
係 長 本藏 雄一 君 係 長 尾上謙一郎 君
  - ・ 税務課  
課 長 川畑 宏之 君 課長補佐 垂 義継 君  
係 長 早水 英行 君 係 長 新町 博行 君
  - ・ 市民環境課  
課 長 石澤 正志 君 課長補佐 平石 龍喜 君  
係 長 大野 勝一 君 係 長 中川 洋一 君  
係 長 新塘 浩二 君
  - ・ 福祉課  
課 長 山元 正彦 君 課長補佐 山下 理恵 君  
係 長 勢屋 伸一 君 係 長 栗林 鉄矢 君

園 長 永田 靖子 君 係 長 宇都 貴子 君

7 会議に付した事件

- ・議案第23号 平成30年度阿久根市一般会計予算
- ・議案第26号 平成30年度阿久根市交通災害共済特別会計予算

8 議事の経過概要 別紙のとおり

## 審査の経過概要

### 牟田学委員長

ただいまから、予算委員会を開会いたします。

去る2月27日の本会議において、本予算委員会に付託されました案件は、議案第23号平成30年度一般会計予算、議案第24号、平成30年度国民健康保険特別会計予算、議案第25号、平成30年度簡易水道特別会計予算、議案第26号、平成30年度交通災害共済特別会計予算、議案第27号、平成30年度介護保険特別会計予算、議案第28号、平成30年度後期高齢者医療特別会計予算、議案第29号、平成30年度水道事業会計予算、以上7件であります。

初めに本委員会の日程については、本日と3月12日、14日及び15日の4日間であり、お手元に配付してあります審査日程表のとおり進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、現地調査につきましては、準備等の都合により、14日の各課の審査終了後に一たんお聞きしますのでよろしくお願い申し上げます。

また、各委員に申し上げます。質疑は一問一答により議題外に渡らず、簡潔明瞭にページ数、款項目を発言の上、されるようお願いいたします。

### ○議案第23号 平成30年度阿久根市一般会計予算

#### 牟田学委員長

それでは、日程表にしたがい、議案第23号を議題とし、議会事務局所管の事項から審査に入ります。

議会事務局の出席をお願いします。

(議会事務局入室)

それでは、局長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について、簡潔明瞭をお願いします。

#### 松崎議会事務局長

それでは、議案第23号中、議会事務局所管の事項に関する御説明を申し上げます。

平成30年度一般会計予算書の36ページをお願いをいたします。第1款1項1目議会費の30年度予算額は1億3,545万6千円で、新たに会議録検索システムの構築・運用を行う経費を13節委託料に計上したことにより、前年度と比較しまして、243万4千円の増額となっております。

それでは、各節ごとに主なものについて御説明します。1節報酬5,415万8千円は、議員16名分の議員報酬及び嘱託職員1名の報酬です。2節給料1,691万9千円は、職員4名分の給料であり、3節職員手当等2,657万円は、一般職期末勤勉手当、議員期末手当が主なものです。4節共済費2,510万5千円は、一般職職員共済組合負担金、議員共済会負担金が主なものであります。9節旅費474万9千円は、議長及び常任委員会の所管事務調査等の費用弁償、職員の随行旅費が主なものであります。10節交際費は42万円を計上いたしました。11節需用費168万9千円は、議会だよりの印刷製本費が主なものであります。12節役務費16万2千円は、郵便料・電話料等が主なものであります。13節委託料481万9千円は、会議録反訳製本業務に加え、会議録検索システム運用業務を新たに計上しております。委託内容としまして、過去10年間の会議録データについてPDFからのデータの変換、データの加工を行う過年度分会議録作成業務及び新年度の会議録作成

業務、システム使用料等であります。県内の導入状況としまして、近隣の出水市、薩摩川内市を含め、8市が検索システムを導入しております。具体的な検索方法としまして、会議名、発言者や発言内容による検索のほか、複数の発言内容、キーワードによる検索等も可能となるものであります。導入効果としまして、情報公開の推進、会議録閲覧の利便性向上を初め、過去の質問内容、答弁内容の確認、チェックも容易になり、議会における議論のさらなる充実、また、議員からの政策提案等にも資するものと考えております。37ページになりますが、19節負担金補助及び交付金80万3千円は、全国、九州、鹿児島県の各市議会議長会等の負担金、会議出席負担金が主なものであります。

次に、歳入について32ページをお願いします。19款5項4目雑入20節雑入、1行目の雇用保険料のうち、5千円が事務局嘱託職員分であります。

以上で御説明を終わりますが、御審議をよろしくお願い申し上げます。

#### **牟田学委員長**

局長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

#### **山田勝委員**

36ページ、旅費、474万9千円ですが、これは具体的にどういう積算をしていますか。

#### **松崎議会事務局長**

先ほども申し上げましたが、議長等の旅費及び常任委員会の所管事務調査等が主なものでありますが、例えば、議長等の東京出張等につきましては、ホテルパック等を利用しながら経費の節減に努めているところであります。そのような積算をしています。以上です。

#### **山田勝委員**

それは、例えば所管事務調査とか、それぞれ議員の旅費というのは1人幾らぐらいずつ、どういう積算をしてあるんですかというのを聞いたつもりなんですけどね。

#### **松崎議会事務局長**

大変失礼いたしました。常任委員会について、それぞれの議員の旅費の積算につきまして、主なものとしまして、先ほど申し上げました常任委員会の所管事務調査について、1人当たり10万円を計上してございます。それから、それ以外の広報委員会、議会運営委員会については、3万5千円を計上したところであります。以上であります。

#### **牟田学委員長**

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第23号中、議会事務局所管の事項について、審査を一時中止します。

(議会事務局退室、監査委員事務局入室)

#### **牟田学委員長**

次に、議案第23号中、監査事務局の事項について審査に入ります。

局長の説明を求めます。

#### **川畑監査委員事務局長**

議案第23号のうち、公平委員会及び監査事務局所管分について御説明いたします。

初めに、公平委員会費から御説明いたします。予算書は44ページから45ページになります。第2款総務費1項総務管理費10目公平委員会費の当初予算額は31万2千円で、前年度と比較して16万1千円の減額となっております。

それでは、節ごとに主なものについて御説明いたします。1節報酬の10万円は、公平委員3名分の委員会及び各種会合等出席時の報酬であります。9節旅費の15万8千円は、全国公平委員会連合会本部研究会ほか会合等へ出席するための委員及び職員の旅費が主なものであります。19節負担金補助及び交付金の4万9千円は、県及び全国の公平委員会連合会

への負担金及び会議出席負担金であります。

次に、監査委員費について御説明いたします。予算書の55ページをお開きください。第2款6項1目監査委員費の当初予算額は1,551万1千円で、前年度と比較して7万3千円の増額となっております。では、節ごとに主なものについて御説明いたします。1節報酬の166万6千円は、監査委員2名分の報酬であります。2節給料から4節共済費は、職員2名分の人件費であります。9節旅費の51万9千円は、諸研修会及び総会等への出席旅費及び費用弁償が主なものであります。19節負担金補助及び交付金の4万3千円は、予算書に記載してあるとおり、九州各市監査委員会ほかの負担金及び会議等の出席負担金であります。

歳出については以上であり、歳入についてはございませんでした。

以上で公平委員会及び監査事務局所管分について説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いたします。

#### **牟田学委員長**

局長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第23号中、監査事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。  
(監査事務局退室、選挙管理委員会事務局入室)

#### **牟田学委員長**

次に、議案第23号中、選挙管理委員会事務局の事項について審査に入ります。

局長の説明を求めます。

#### **川畑選挙管理委員会事務局長**

それでは、選挙管理委員会事務局所管分について、御説明いたします。

予算書の52ページをお開きください。第2款総務費4項選挙費1目選挙管理委員会費の当初予算額は1,057万3千円で、前年度と比較して52万4千円の増額となっております。

それでは、節ごとに主なものについて御説明いたします。1節報酬の180万8千円は、選挙管理委員4名分の報酬であります。2節給料から4節共済費は、職員1名分の人件費であります。予算書は53ページになります。19節負担金補助及び交付金の6万4千円は、予算書に記載してあるとおり、九州都市選挙管理委員会連合会ほかへの負担金及び会議出席負担金であります。次に、2目選挙啓発費の当初予算額は16万2千円で、前年度と比較して6千円の増額となっております。節ごとに主なものについて御説明いたします。8節報償費の7万6千円は、明るい選挙推進協議会委員の各種総会及び選挙出前授業等への出会謝金であります。19節負担金補助及び交付金の8万3千円は、県明るい選挙推進協議会出水支会の常時啓発負担金分であります。

次に、6目県議会議員選挙費の予算額223万7千円ありますが、平成31年4月29日任期満了に伴う県議会議員選挙の執行経費であり、来年4月上旬に執行されることを想定し、平成30年度分に係る執行経費を計上したものであります。それでは、節ごとに主なものについて御説明いたします。1節報酬の7万1千円は、立候補受付時の選挙長及び期日前投票管理者及び立会人の報酬であります。3節職員手当等の15万円は、事務局職員及び期日前投票関係職員の時間外勤務手当が主なものであります。7節賃金の46万4千円は、臨時職員の賃金であります。12節役務費の61万円は、投票所入場券の郵便料が主なものであります。13節委託料の39万9千円は、ポスター掲示場の設置建て込み費であります。

次に、7目市長選挙費の予算額1,315万5千円ありますが、平成31年1月15日任期満了に伴う阿久根市長選挙の執行経費であります。それでは、節ごとに主なものについて御説明いたします。1節報酬の471万円は、管理者及び立会人、また、投・開票事務従

事者等の報酬であります。

予算書は54ページになります。7節賃金の12万8千円は、臨時職員の賃金であります。12節役務費の283万3千円は、投票所入場券の郵便料ほか立候補者の選挙運動用ハガキ代が主なものであります。13節委託料の72万8千円は、ポスター掲示場の建て込み及び撤去費と開票所のシート張り業務委託費であります。19節負担金補助及び交付金の236万2千円は、立候補者の選挙運動用自動車借上料及び選挙運動用ポスター作成費等の選挙公営費209万8千円及び不在者投票事務委託費26万4千円であります。

以上で、歳出を終わりました。次に、歳入の主なものについて御説明いたします。予算書の28ページをお開きください。第14款県支出金3項委託金1目総務費委託金4節選挙費委託金223万8千円のうち、県議会議員選挙費223万7千円、在外選挙人名簿登録事務委託費1千円を予算計上したものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いいたします。

#### **牟田学委員長**

局長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

#### **渡辺久治委員**

53ページ、2款4項7目市長選挙費についてお伺いいたしますけれども、全般についてですけど。選挙人名簿の管理というか情報提供は、市長選挙に限らずですね、閲覧をして写すということですけども、その方針に変わりはありませんか。

#### **川畑選挙管理委員会事務局長**

ただいま渡辺議員が言われたとおり、基本的にコピー等ができない関係で、選挙人名簿等ですね。基本的に選挙人名簿の閲覧については書き込みという形になるということになります。

#### **渡辺久治委員**

私も初めての選挙のときに、写すのが非常に苦労したんですよ。昔はコピーできましたよね。データをあれも、何と言うかな、データをあれに移してもらおうとかそういうことはできないのかなど。それによってですね、選挙によって、その選挙における候補者の資金の状況によって、すごくできる人とできない人のあれがあるんですよ、差ができるから。公平にですね、その情報を一括して、例えば情報提供のあれに落とし込んでもらうようなことはできないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

#### **川畑選挙管理委員会事務局長**

そちらのほうにつきましては個人情報等の関係もありまして、また、公職選挙法等ですね、そのような規定になっておりまして、阿久根市だけそういうことができるということはちょっと難しいというふうに思っております。

#### **渡辺久治委員**

それは公職選挙法で決まっているんですか、そのできないというのは。

#### **川畑選挙管理委員会事務局長**

こちらのほうはですね、ちょっと年度はよく認識しておりませんが、平成17年度か18年度にですね、総務省のほうから通達がきておりまして、そういうふうになっております。

#### **牟田学委員長**

よろしいですか。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第23号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。



(選挙管理委員会事務局退室、会計課入室)

### 牟田学委員長

次に、議案第23号中、会計課の事項について審査に入ります。  
課長の説明を求めます。

### 久保田会計課長

それでは、議案第23号のうち会計課所管に係る歳入歳出予算について、歳出から御説明いたします。

予算書の40ページをお開きください。第2款総務費1項総務管理費6目会計管理費の予算額は49万6千円で前年度に比較して、1万1千円の増額であります。

それでは、歳出の主なものについて御説明いたします。まず、9節旅費6万7千円は、鹿児島県都市会計管理者会及び会計事務職員研修会への参加旅費が主なものでございます。次に、11節需用費の12万8千円は、図書追録代ほか、事務用品代でございまして、12節役務費の23万7千円は、口座振込みでの支払いに係る伝送システム利用手数料及び金融機関への窓口収納手数料が主なものでございまして、18節備品購入費の1万1千円は、地方財務判例質議応答集の購入でございまして、19節負担金補助及び交付金の5万3千円は、県都市会計管理者会の年間負担金1万円のほか、会計事務職員研修会の参加負担金が主なものであります。

次に、124ページをお開きください。第12款1項公債費2目利子23節償還金利子及び割引料のうち、会計課所管分は58万5千円で、歳計現金に不足が生じた際に借り入れる一時借入金の利子であります。

次に歳入について、御説明いたします。予算書の31ページをお開きください。第19款諸収入2項1目市預金利子1節預金利子の14万1千円は、歳計現金及び歳計外現金の運用利子であります。

以上で、会計課所管の事項について説明を終わりますが、なにとぞよろしく願います。

### 牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第23号中、会計課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(会計課退室、総務課入室)

### 牟田学委員長

次に、議案第23号中、総務課の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について、簡潔明瞭にお願いいたします。

### 山下総務課長

議案第23号のうち、総務課の所管に関する事項について御説明いたします。

初めに、8ページをお開きください。第2表は債務負担行為であり、防災行政無線デジタル化整備事業について、平成31年度から平成32年度まで、3億1,500万円を限度として負担しようとするものであります。

次に、37ページをお開きください。歳出から主なものについて御説明いたします。第2款総務費1項1目一般管理費の5億9,367万4千円は、前年度より1,977万5千円の増額であります。1節の2,281万2千円の主なものは、77集落の行政事務連絡員の報酬1,338万9千円、電話交換・放送業務等嘱託員3人分の報酬529万6千円と新たに

計上した集落支援員2人分の報酬396万円であります。このうち、集落支援員は、地域と市との円滑な事務の連絡を支援するとともに、地域課題の把握や整理を行うこととしております。次に、2節から4節までは、特別職2人と職員48人分の人件費であります。3節の中には、特別職及び一般職員の退職手当に係る区市町村総合事務組合負担金1億7,595万円が含まれております。

次の38ページになりますが、7節の141万6千円は、事務補助として雇用する予定の臨時職員の賃金であります。9節の825万6千円は、特別職を含む職員の旅費であり、この中には、県との人事交流や後期高齢者医療広域連合への職員の派遣に係る経費も含まれております。10節の120万円は、市長等が市を代表して行う外部の個人又は団体との交際に必要な経費であります。12節の183万9千円は、郵便料・電話料のほか、市が主催する行事等における傷害等を補償する市民総合賠償補償保険料が主なものであります。13節の442万円は、職員の健康診査業務が主なものであります。

次の39ページにかけてとなりますが、19節の3,335万5千円は、市長会や県からの派遣職員に係る負担金のほか、区長会等への運営費補助が主なものであります。25節の1,030万5千円は、退職手当準備基金へ積み立てようとするものであります。次に、2目職員研修費の614万7千円は、前年度比366万1千円の増であります。9節において、新たに総務省へ職員を研修派遣するための経費を計上したことが主な理由であります。これは、平成30年度から1年間職員を総務省に派遣し、総務省での業務を通じて先進的な事例を学ぶとともに種々の経験により見聞を広め、さらに、多くの方々との交流により人脈を形成し、その成果を持ち帰り、今後の市政運営や人材の育成に生かしたいと考えて派遣しようとするものであります。13節の32万4千円は、職場の活性化のための研修業務委託料であり、19節の77万1千円は、職員研修を委託している区市町村職員研修協会等への研修負担金であります。次に、3目広報費の687万8千円は、広報誌の発行や広報用放送施設の整備に係る費用が主なものであります。11節の458万9千円は、広報誌の発行に係る印刷費が主なものであります。

次の40ページになりますが、12節の88万9千円は、近畿・東海・関東各阿久根会への広報誌郵送料などであります。19節の124万5千円は、区が行う広報用放送施設整備事業への補助金が主なものであります。次に、4目文書費の594万4千円は、例規システムの使用に係る費用が主なものであります。11節の71万7千円は、官報や書籍追録代、議案書等の印刷製本費が主なものであります。13節の128万6千円は、例規集のデータ更新や追録発行に係る委託料であります。14節の367万2千円は、例規執務システム等のリース料であります。

次に、41ページになりますが、7目財産管理費のうち、公用車の管理に係る事務は総務課が所管しております。このうち、7節では総務課分としてバス3台の運転業務を行うため雇用する臨時職員の賃金315万6千円を計上しております。平成29年度まではバスの運行については委託を行っておりましたが、現在の事業者から受託できない旨の申出があたため、市で臨時職員を雇用して運行しようとするものであります。また、11節では公用車の消耗品や燃料代、修繕料を計上しております。

次に、46ページになりますが、13目交通安全対策費の323万9千円は、交通安全対策の推進に関する経費であります。1節の181万7千円は、交通安全対策会議委員2人と交通安全指導等嘱託員1人の報酬であります。8節の20万1千円は、交通安全協力員への謝金のほか、交通安全作文標語コンクールの経費などあります。11節の29万円は、新入学児童安全帽子、ランドセルカバー、交通安全啓発チラシ印刷代が主なものであります。19節の45万3千円は、阿久根地区交通安全協会等への負担金であります。次に、16目庁舎管理費の4,450万1千円は、前年度比2,390万円の減となりました。1節の181万円は、庁舎・公用車管理員1人の報酬であります。7節の493万6千円は、庁舎警備員3人分の賃金であります。11節の1,578万6千円は、庁舎の光熱水費が主なもので

あります。

次の47ページの13節の1,924万8千円は、説明欄に記載の庁舎管理業務に要する委託料であります。一番下の庁舎長寿命化計画調査業務は、建設から40年を経過しようとする庁舎の長寿命化計画の策定のため必要な調査を実施しようとするものであります。14節の90万円は、トイレ衛生器具の借上料であります。18節の120万円は、机などのほか、庁舎トイレへの温水便座の購入が主なものであります。次に、17目電算管理費の9,780万4千円は、マイナンバー制度に伴うネットワークシステムのセキュリティー強化に係る整備が完了したことにより、前年度よりも389万8千円の減額となりました。11節の1,203万1千円は、電算機器の修繕やプリンタートナーなど消耗品購入費が主なものであります。12節の758万円は、市役所本庁と支所・出張所、各小中学校等外部施設を接続している通信回線費及びインターネット接続料などが主なものであります。

次の48ページになりますが、13節の1,477万6千円は、電算システムの保守等に係る委託であります。14節の4,166万8千円は、電算ソフト使用料、パソコン等リース料、システムサーバーリース料が主なものであります。19節の2,001万5千円は、説明欄に記載の総合行政ネットワーク負担金や電算システムサポート負担金が主なものであります。

次に、50ページになりますが、2項徴税费1目税務総務費の総務課所管に係るものは、1節の2万8千円、9節の4千円、19節の2千円の固定資産評価審査委員会委員の報酬及び委員等の研修に係る経費であります。

次に、103ページをお開きください。第9款消防費1項4目災害対策費の2億5,438万4千円のうち、総務課所管分は2億5,238万4千円であり、防災行政無線デジタル化整備事業費を計上したことから前年度よりも増額となっております。9節のうち、総務課所管分は50万円であり、防災会議委員及び国民保護協議会委員の費用弁償のほか、市町村広域災害運営協議会への参加旅費が主なものであります。11節のうち、総務課所管分は122万2千円であり、災害時に必要な消耗品や防災行政無線の電気代、災害時避難者への食糧や修繕料が主なものであります。

次の104ページになりますが、13節の460万1千円は、防災行政無線の保守と国からの要請によりJアラートの新型受信機への更新を行うための業務に係る委託料であります。15節の2億4,442万6千円は、防災行政無線デジタル化整備事業費であり、平成30年度から平成32年度までの3カ年で整備しようとするものであります。19節の114万円は、説明欄に記載のとおり協議会等への負担金が主なものであります。

以上で歳出を終わりました。次に歳入の主なものについて御説明いたします。

20ページにお戻りください。まず、第12款使用料及び手数料1項1目総務使用料1節総務管理使用料のうち、総務課所管分は庁舎使用料80万9千円であり、金融機関や職員団体などの庁舎使用料であります。

次に、27ページになりますが、第14款県支出金2項8目消防費県補助金1節の原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の40万9千円は、原子力防災訓練時の研修会等経費に充当しようとするものであります。

次に、29ページになりますが、第15款財産収入1項1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入のうち庁舎の116万3千円は、飲用自動販売機の設置に係る庁舎貸付料であります。次に、2目利子及び配当金では、説明欄の上から5行目の退職手当準備基金利子として、30万5千円を見込み計上しております。

次に、32ページから34ページにかけてとなりますが、第19款諸収入5項4目20節雑入の総務課所管分のうち主なものについて御説明いたします。33ページの説明欄の1行目の水道課光熱水費は、水道課の使用に係る光熱水費を徴収しているもので、12万円を見込み計上いたしております。その7行下の県政かわら版配布手数料は、県から交付されるもので、19万1千円を見込み計上しております。その9行下の水道課貸与パソコン使用料1

9万3千円は、水道課に貸与しているパソコン等の使用料であります。その7行下の広報あくね広告料42万円と、その下のホームページ広告料36万円は、広告料をそれぞれ見込み計上したものであります。その3行と4行下の職員給与費等負担金は、後期高齢者医療広域連合へ1人、県へ2人、それぞれ派遣する職員の給与等に係る派遣先の負担金であります。

次の34ページになりますが、上から4行目の庁舎案内板広告料11万3千円は、庁舎入口に設置している庁舎案内板の広告料であります。

次に、35ページになりますが、第20款市債1項8目消防債1節消防債の2億4,780万円は、防災行政無線デジタル化事業及び全国瞬時警報システムJアラートの整備事業にそれぞれ充当しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

#### **牟田学委員長**

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

#### **白石純一委員**

37ページ、2款1項1目1節報酬の、質疑でもお伺いしました集落支援員2名の件ですが、質疑で申し上げましたとおり、県内4市のうちでは3市が各区に、必要な区に張り付いてですね、集落支援員を置いているということでした。一方、今回新年度、この予算では2人が阿久根市全体を見て、各77区との連絡あるいは課題のくみ上げということにあたるということですが、例えば霧島市などは6区にわたって6人が張り付いてやられてる。そういった実例を、例えばヒアリング、調査されるなどして、それぞれのメリット、貼り付け方法、あるいは市全体を見る方法、メリット、デメリットがあると思いますが、その辺りは調査されましたでしょうか。

#### **山下総務課長**

お答えいたします。集落支援員の活動につきましては、それぞれ地区を設定して地区に張り付いているところもあります。また、全体的な活動をされている団体もございました。このようなことを踏まえて、30年度においては検討をしておりますけれども、市内全体を対象として市と地域と連絡や、地域課題の把握に努める活動を予定をしたところです。これはまず全体を対象にして、どの地区にどのような地域課題があるのか、広く把握して地域ごとの課題を整理することが必要ではないかと、このように考えたからこのような運用を予定をしているところでございます。また、市内の各区長さん方と協力、連携しながら行政事務連絡業務の円滑な実施について支援を行うことも適当ではないかと考えたところです。これらのことから、まずは全体的な活動ということで予定をいたしました。なお、全体的な活動として予定している市が、本市を含めて30年度は3市あるというふうに理解しているところでございます。

#### **白石純一委員**

各区長もおられるわけですので連絡は、もちろん濃淡はあるでしょうけれども、ほぼできてるのかなと私は見てるんですが、そして地域課題の把握ということも、まあ、これは今までにできてなければ私はおかしいことではないかと思しますので、わざわざ新たな方がその連絡、情報収集ということは、市の職員の業務の延長ではないかと思しますので、私はより具体的に張り付くほうも喫緊の課題ではないかなと思しますので、その辺りも今後検討していただければと思います。

別の項目に移りますが、47ページ、2款1項16目13節、庁舎長寿命化計画、これで確かエレベーターの設置等も調査されると伺ったと思うんですけども、それでよろしいですか。

#### **山下総務課長**

30年度予定している庁舎長寿命化計画業務について、少し御説明申し上げたいと思います。現在の庁舎が昭和53年9月に完成をしております。本年で40年となります。これまで耐震改修が不要とされておりますが、老朽化による機能低下や利便上の課題もあるところ

でございます。そこで、庁舎を今後とも適正に使用し、その機能を維持、拡充のため計画的な補修整備を進めていくことが適当だと考えております。このために庁舎長寿命化計画を策定したいというふうに考えておりますが、平成30年度はその前段として、庁舎の躯体の点検調査による状況の把握、あるいはまた空調、電気、ガス、こういったエネルギー状況の使用状況等を整理して設備の実態調査を行うこととしております。この調査・点検の中では庁舎の利便上の課題としてエレベーター等の設置についても、検討していくことになろうかと考えております。

**白石純一委員**

もろろんエレベーターで利便性を高めることはいいことだと思うんですが、議場の傍聴席ですね、上のほうにございます。こちらにはアクセスできるようになるんでしょうか。エレベーターですね。

**山下総務課長**

まだ具体的にどういうエレベーターの設置、どの場所にとは今後の調査で決まってくるかと考えております。ただ、その際にはこの庁舎が3階建てであるということで、より利便が図られるような、そういう観点から整備をしていく必要があるのではないのかなど、このように思っております。

**白石純一委員**

エレベーターを今後設置するのであればですね、設置して、傍聴席には行けないということではやった意味が私はないと思いますので、確かにこの上まで届けるといのはなかなか大変ですので、傍聴席を同じレベルでできないか等の検討も必要ではないかと思えます。

**牟田学委員長**

よろしいですか。  
ほかにありませんか。

**竹原恵美委員**

41ページの2款1項7目の賃金です。先ほどバスの運転手、ドライバーの方で業者が受けないということを聞いたように思いますが、直接雇用になるとこちらが健康管理もしっかりしていかなければいけないと思えますが、その辺の状況を教えてください。

**山下総務課長**

公用車、バスを3台、今委託運行をしておりますが、現在受託している事業者のほうから29年度をもって受託はできない旨の申し出がございました。この間、他に受託できる事業者がないか見積り等も徴しておりましたが、金額が大変多額な金額が提示をされました。そこで、市が直接そのような方々を雇用するという事で予定をしておりますが、最大で3人の方を雇用する予定としております。ただ、常時3人ではなく、バスの運行予定に応じて運転等の業務があった場合に、いわばスポット的な形で雇用したいと考えております。このうち1人の方については相当な業務時間というのが見込まれますので、一定の社会保険料等の負担というのは必要になってこようかと思えます。残りの方については、現状では業務時間に応じた形での雇用を考えておりますので、社会保険料の負担というのは現状では発生していないというふうに考えております。

雇用者につきましてはハローワーク等を通じて募集をかけております。そして、実際に面接をして健康状態についても確認をいたしているところです。それらを確認した上で雇用をしてみたいというふうに思っております。

**竹原恵美委員**

最近、バスであってはならないようなもの、事故なども多発されておりますので、留意をして雇用していただきたいと思えます。

**牟田学委員長**

ほかに。

**竹原信一委員**

104ページの防災行政無線デジタル化整備の件なんですけれども、今の設備、各集落に各1戸1戸おいてあるあの件についてですね、最初設置するとき、阿久根市全体として統一した形にすれば安く手に入るし、引っ越しのときも便利じゃないかという話をそのときの濱崎総務課長にしていたんですけれども、全くそれにとりあわれることなく、結果的に、そして統一する形にすればですね、今考えてみても大きな負担をかけずに更新ができる設備、機種にすることができたのは間違いないですよ。今回もデジタル化に移行するにあたって、各集落に対して統一してこれに機種を合わせたほうがいいですよというような指導というか、そういったことは今回も阿久根市としてはしないんでしょうか。

#### 山下総務課長

お答えいたします。今回、整備をしようとするものは市が管理をしている施設でございます。今の防災行政無線施設は、市の放送は市の親局から各集落まで、公民館に大体置かれておりますけれども、公民館に置かれている機器と集落の機器を接続しております。集落は集落の施設、集落の施設と接続して行っております。今回はこの集落の施設ではなくて、親局でありますとか、中継局でありますとか、屋外拡声子局でありますとか、こういったところの整備を行いたいと考えております。

#### 竹原信一委員

恐らく今度の年度うちからも新しい機種どれにしようかということ、集落についても動きが出てくるんじゃないでしょうかね。そういった際にもやっぱり市の指導というのは必要だと私は思うんですけども、その辺についてはどのように考えていますか。

#### 山下総務課長

集落においては今77集落のうち、1集落を除きほとんど無線化にされていらっしゃると思っています。集落の広報施設ということになります。この集落の広報施設については、集落が事業主体として集落の放送もできますし、市の放送も受信できる、そういうシステムになっております。市はこの間、この集落の整備については補助金を交付して支援をしてまいりました。一部の集落についてはデジタル化が必要とされております。35ないし36の集落になりましようか。こちらについては新たな補助金制度を設けまして、集落の実態に応じてデジタル化整備の補助を行っていくこととしております。このような補助を通じながら、集落の整備を支援していきたいと、このように考えております。

#### 竹原信一委員

先ほどから申し上げているのは機種選定に関する事なんです。それについて、阿久根市の指導というか、考え方を集落に対してやっていく考えはないかということなんです。

#### 山下総務課長

集落の無線施設は大きく分かれて2つあるかと思えます。それぞれ集落の実態に応じて導入をされたというふうに理解しております。これに対して市はその整備に対する補助を行ってきていると。今後もデジタル化整備については同様に補助を行っていくと、この姿勢には変わりがないということでございます。

#### 竹原信一委員

恐らく前回と同じような失敗が起こるというふうに推測いたします。

それではですね、次に、職員の定員管理のことなんですけれども、

#### 牟田学委員長

何ページですか。

#### 竹原信一委員

総括的にお願いします。阿久根市の人口はこの7年間で2,400人ほど減少してきているんですね。それに対して職員は減ってない。1人当たりの人数がですね、1割程度、市民にとってですね、職員の人件費負担が重くなってきてると、そういうふうに捉えておりますけど。そもそも将来的に阿久根市の人口がふえる見込みはないのに、市役所が減らそうとする努力をしないというのはどういうことなんだろうね。職員ばかりでなく施設についても

同じことが言えるんですよね。阿久根市は多くの施設を維持管理していくだけの力はないというか、準備もできていない、絞っていかないかんといい答弁も以前ありました。にもかかわらず施設はふやすは、職員は減らさないはというのは、バランスというかな、将来に対して展望というものが設計図ができていないんじゃないかと思えないんですよ。とりあえず、職員数についてどうしていくつもりなのか、人口減少に対応していく気はあるのかどうかをお答えください。

#### 山下総務課長

職員数についてのお尋ねでございました。職員数は減っていないという御指摘でございました。確かに平成23年度は201名でございましたが、平成29年度、現在は211名で、ここはふえております。ただ、もっと時期をさかのぼれば平成18年度は285名いた職員が、平成23年度は201名ということで、大幅な職員数の減が生じております。この結果、確かに人口に応じた職員数を考えていくというのは考慮すべきことだと思っておりますけれども、急激な職員の減少によって業務自体には、やはりいろんな問題も生じてきているというのが現実でございました。人口に対する職員数の状況も見ながら、この間の業務への影響等考慮しながら、職員数は節度を持ったものとしていきたいと、このように考えております。目安としては人口当たり、他の団体がしているように100人当たり幾らなのか、本市が今、少し数字が手元にございませぬけれども、その数字を目安としながら人口見合い、それから諸課題へどのような対応での職員が適当なのか、このようなことを考えてまいりたいと考えて思っております。

#### 竹原信一委員

総務課長の説明というのは、以前、多かったときの数字を持ってきて、そのときよりも減っていますなんていう、答弁としていかがと思えますよ、その考え方は、ね。少ない時期があって、それよりも、それで足りてたわけですよ。それを対してふやしてきている状況があるのに、ずっと昔の、以前の職員が多かったときの、人口が多かったときの数字を持ってきて減っておりますなんていうのはもう答弁にならない。そして、もう言えなきやいけない数字なんです、その人口に対して職員を何人にするのかって。持ってないということですよ、今の現状でその数字を。なきやいかんでしょう。住民の人口が減っていくのは間違いないうてわかってるんだから。市役所の職員の数字をどの程度にするというのがない。あまりにもずさん過ぎます。以上です。

#### 牟田学委員長

この際、暫時休憩します。

( 休憩 11:03~11:15 )

#### 牟田学委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ほかにありませんか。

#### 野畑直委員

40ページです。2款1項3目広報費の11節需用費の中でですね、広報紙のことですけれども、最近、だいたいページ数が多くなり、そしてまた紙の質も良すぎるんじゃないかという市民の意見もありますけれども、私も最近、ページ数が相当ふえてきてると思っております。このようなことについて、何か総務課のほうでは議論されているのか、伺います。

#### 山下総務課長

お答えいたします。広報紙は毎月発行いたします市政情報をまとめたものでありまして、いろんな情報を読みやすくお届けしたいということをやまず心掛けております。広報の発行に当たりますは、総務課の職員で構成する編集委員会で編集内容を協議をいたします。ページ数についてもそのように協議をいたします。こういった事項をこういった形でお届けす

るか、毎月広報委員会を開催して発行をしているところでございます。読みやすく、見やすいものとなるよう、また情報量もいろんな情報をお届けしたいということで現在のような形態になっているところでございます。

#### 野畑直委員

確かにですね、それはもう大事なことですよ、読みやすくすることはですね。しかし、また逆にボリュームが多すぎても、また市民としては逆に読みづらいということもありますので、その辺はそういうことまで考えて今後はまた取り組んでもらいたいと思います。

そこでですね、意見としては紙も質もいい、ページ数も多いから広報紙が高くなるんじゃないかという考えから、私にもそういう話があったんですけども、年間の予定印刷部数は何部ぐらいを予定されているんですかね、今。

#### 山下総務課長

約月1万部、年間でその12月分を予定しております。

#### 野畑直委員

1問ずつということですので。ちなみに1冊当たりの単価は幾らぐらいになっていますかね。

#### 大野秘書広報課係長

1部、28年度決算で33円となります。

#### 野畑直委員

33円ですか。概略でいいですけども、そこまできちんとは出ないと思いますけれども、頭の中に入れて市民にもそういうふうに報告をさせていただきます。ありがとうございます。

#### 牟田学委員長

よろしいですか。

ほかに。

#### 白石純一委員

46ページ、2款1項16目11節需用費の光熱水費、質疑でもお伺いした件ですけども、確認のためお伺いさせていただきます。長寿命化計画等を経て新たな庁舎のあり方を待って、新電力の導入も検討するということでしたけれども、今現在の使用電力をですね、入札をして、既存の電力会社、あるいは新電力で入札することで、もし電力料金が安くなれば、それは当然市民のためになるわけですけども、例えばそれがハードの問題等でできないという理由はありますか。

#### 山下総務課長

新電力の導入に当たってどのようなハード整備があるのかは、調査はいたしておりませんが、今後の庁舎におけるエネルギーの需給のあり方についても、この長寿命化計画の中で検討していくことがよろしいのではないかと、このように考えているところでございます。

#### 白石純一委員

それも必要ですけども、今現在でハードの整備が必要かどうか、新しい電力会社を入れるためにですね、ハードの整備が必要かどうか調査をされていないということのようでしたので、例えば家庭の電力については特に新しいハードをする必要もなく変えられるのではないかと。メーターがどうなのかわかりませんが、進んできておりますので、それほど難しい問題ではないのではないかなと思うので、その辺りも調査していただきたいと思います。

#### 牟田学委員長

ほかに。

#### 仮屋園一徳委員

41ページですね、2款1項7目7節、先ほどの竹原恵美議員の質疑で理解はできたんですが、運転手の方を3名雇用されて、3台で運行ということなんですけど、1人の方についてはある程度常時雇って、あと2人の方には臨時ということなんですけど、あと2人の臨時



の方で大型の運転手でうまくいくのかなと、一つはあるんですけど、それも含めて。これは財政課じゃなくて総務課でということなんですけど、運行関係はどこでされるんですか。

#### 山下総務課長

公用車の運行業務につきましては、総務課のほうで現在事務を取り扱っております。バスの運行についても予約を受け付けて、総務課のほうで事務を行っております。

#### 仮屋園一徳委員

今なので3名の雇用ですけど、3名の雇用についてはどのようなふうを考えていらっしゃるんですか。

#### 牟田学委員長

雇用形態でいいのかな。

#### 仮屋園一徳委員

1人は常時、あと2人は臨時ということなんですけど、そういうことでうまくいくのかなと思いますので、その辺についての考え方を。

#### 園田総務課長補佐

1人が常時ということですが、基本的にはお2人をハローワークで募集いたしまして、2台の運行を確実にできるような体制をとっております。あと、残り1名については代替職員ということで登録いたしまして、3台目が必要なときに運行をお願いするという形をとっております。

#### 仮屋園一徳委員

ちょっと聞き間違いかもしれませんが、先ほど雇用保険関係については1名分をとってはいませんでしたか。2名でしたか。

#### 園田総務課長補佐

共済費については1名分となります。それについては先ほど課長が申しあげました1名がメインとして運転を行うと。その運行日数に合わせて共済額が決まってくるので、お2人目については、その日数に満たないということで共済は掛けない形となっております。

#### 仮屋園一徳委員

もう1つですね、104ページの9款1項4目15節、先ほどの件なんですけど、これについては金額が大きいのでお聞きますけど、市内業者でもできるような部分がこの中であるんですかね。

#### 牟田学委員長

防災行政無線の工事請負費ですね。

#### 山下総務課長

市内事業者の活用にあたりましては、どのような形態がいいのか、他の団体で行っている入札形態等も参考にしてですね、できるだけ市内事業者が関与できる、そのような形態での入札というものをですね、考えていきたいと思っております。他の団体での取り扱いを一つの参考にしてまいりたいと思っております。

#### 牟田学委員長

いいですか。

ほかにありませんか。

#### 濱之上大成委員

1点だけ。37ページの2款1項1目一般管理費のですね、報酬に関連して、空き家対策、それから行政事務連絡員、それから集落支援員等の報酬に関連してちょっとお尋ねしたいと思ってるんですが、まさに行政事務連絡員というのは各区の区長となって半強制的に事務連絡員という捉え方をされております。そういった中で、今、本当に精神的に区長さんたちも悩んでいらっしゃる、何人かをお聞きした経緯があります。そこには、通達する場合のですね、いろんな税金の徴収に関して問題があったりするわけですけども。例えば今、行政事務連絡員というのは大体20万弱ですね、年間。それに対して集落支援員、今回1人当たりの1

98万ぐらいなると思うんですが、この状況について、ある程度のプライバシー的な責任を持たせるのかどうかと、ずっと考えてたんですが、この集落支援員にはある程度の責任を持たすということと理解してよろしいですか。

#### 山下総務課長

集落支援員については、区長さん方との協議の中で区民の方の、場合によっては個人情報について接する機会もあろうかと思っております。したがってこのことについては、業務の実施に当たって守秘義務が課せられていることを十分研修等の中で徹底してまいりたいというふうに考えております。

#### 濱之上大成委員

区長、行政事務連絡員という立場と、先ほどの空家等対策協議会とはありますけれども、ここに何で空き家になってるのか、この状況をですね、非常に保険等の、あるいは保険徴収等の手紙類がたくさん集まっても、実際は職員はわかってない。されど区長さんを通じて第三者に聞くとわかるんだけどなあっていう人もいます。しかし、そこにはプライバシーの問題があって答えられない。そういう状況がありますよね。そうしたことを今後、危機管理問題も出てきますので、もしよければ行政事務連絡員のですね、年間20万弱の報酬を今後精神手当みたいなものを上げる考えはないか、ちょっとその1点だけ。

#### 山下総務課長

行政事務連絡員の報酬につきましては、職員の給与を年間の平均額として設定をしております。職員の給与の改定等があればその引き上げがされるという状況になっております。この額の設定について、これまで区長会等との協議の中で今の額が決定されたという経緯があると理解をしております。今後、業務に応じてどのような額が、現在の額が適当なのかどうかについては、課題として区長会の方々とも意見交換を行っていければと思っております。

#### 濱之上大成委員

最後に、人口が減っていくとかいろいろ意見が出ますけれども、現実には人口が減っても面積は減りません。つまり範囲が広くなるということですね、1人の、行政事務連絡員の行動は。ということになると、そのことも今後検討していただいて、やはりじっくりと報酬等も検討していただければなと思っておりますので、要望して終わります。

#### 山下総務課長

今、濱之上委員から人口のお話がありました。先ほど竹原委員からも人口についてのお話がありましたので、少し近隣の人口状況についてお話を申し上げたいと思っております。平成27年度の数値でございますけれども、阿久根市の人口が当時2万1,198人でした。これは一般職員数が一定のルールの中での職員数ですので、この当時は全200人ということではなくて、184人の数値でございましたが、千人当たりになると8.6人、出水市が同様の計算をすると9.1人、長島町が約12名、薩摩川内市が9.1人、さつま町が約13人、それから当市と規模を同じくする枕崎市が10人、垂水市が13人、このような状況になっております。補足してお答えをさせていただきたいと思っております。

#### 牟田学委員長

ほかにありませんか。

#### 山田勝委員

38ページですね、

#### 牟田学委員長

マイクを寄せてください。

#### 山田勝委員

38ページ、

[発言する者あり]

38ページ、委託料のですね、職員採用試験とかあるんですけどね、職員採用をするときに、近ごろ市外の方がたくさん阿久根市に就職している人がいるんですが、その条件の中に

採用したら阿久根市に住まなければならないとか、住んでくださいとかという条件を付けているんですか。

**山下総務課長**

募集要項の中に採用された場合には当市へ居住することという項目がございます。

**山田勝委員**

それでは現在ですね、阿久根市の職員の中に、全員市内に住んでいる人ばかりですかね、市外にいる人もいますか。

**山下総務課長**

市外居住者もおります。

**山田勝委員**

そういうときには、市外に住んでいただくような、そういうのは総務課長は何も言わないんですか。約束が違うじゃないですか。

**山下総務課長**

採用試験においては採用時、4月1日現在においては阿久根市に居住するという条件を設定しております。そのあと、婚姻でありますとか、いろんな事情等で市外に居住をされるという職員がおります。そこはそれぞれの事情によるものとしているところでございます。

**山田勝委員**

それでは合格したときに阿久根市に住めば、あとはどこでもいいですよということですか。そういうことではね、あまりにも無責任や、あんたたちが、総務課長。職員になあせかすれば、どろぼうか何かせかせんぎ辞めてよかというのと同じですね、そんなのは絶対いかんですよ。注意もしない、お願いもしない。何も言わないんですか。けしからんですよ、何も言わないんだったら。

**山下総務課長**

それぞれ職員が、例えば婚姻でありますとか、配偶者の勤務地の事情等で阿久根市から大きく離れた場所であればともかくですけれども、近隣の自治体に転居するのはそれぞれの事情によるものとしてやむを得ないのではないかとこのように考えております。

**山田勝委員**

それはね、甘い。ならその人はどこに税金の払うの。どこの居住人なんですか。どこに税金を払うのよ。阿久根市に払うか。給料を阿久根市からもらって。そんなことを簡単に許すからね、こういう阿久根市にしてしまうんだよ、あんたたちは。何にも言わない、話もしない。

**牟田学委員長**

いいですか。

**山田勝委員**

どうぞ、言ってくださいよ。

**山下総務課長**

確かに住民税については居住している自治体に納付をしていると、このように考えております。私どもも数名そういう職員がおりますが、例えばふるさと納税を答申するとか、そういった形でのですね、貢献といいますか、行為を求めているところでございます。

**山田勝委員**

それではね、市外に住んでいる人でふるさと納税をやっているのが何人いるか調べてやってください。おや今真剣じゃったつでや。こんなことは許されんたつで。

**牟田学委員長**

山田委員、税の個人情報になるので。

**山田勝委員**

税の個人情報だろうとなんだらうとね、納めておりますって、誰がて言わんたつで。絶対ね、無法図に答えていっちょとつでそういうこっじゃつとよ。

## 牟田学委員長

納めている人数と額はあとで資料を提出するということですが、それでよろしいですか。

## 山田勝委員

それはそれでいいです。なら、例えばですね、私はある職員に言ったんですよ。あなたは新しい職員です。どこに住んでるの、どっかに住んでます、市外です、そんな市外に住んで、はい。平気で言いますよ、平気で。だから、試験だけはね、通り抜けて、あとは出ていく。そういうのをね、上司も関係者も無法図に黙っている。あんたたちはね、阿久根市の人口増対策って言ってるけどね、うそだよ、うそ。だから、阿久根市に住んでいる人を、阿久根市外に住んでいる人もね、何人阿久根市外に住んでいる、独身が何人、それから既婚者が何人、ちゃんと調べてやってください、一緒に。これだけ阿久根の人口増対策に、減ったで一生懸命なっているのに、当のね、市の職員がね、そういうことでどげんすつとよ。そげん思わんか、総務課長。

## 山下総務課長

今、委員がお話のあった資料についてはのちほどお届をしたいと思います。私も試験を実施するに当たっては採用時においては当市に居住をするということは項目として設定をしているところでございます。その後においては先ほど申し上げましたようにそれぞれの事情、婚姻その他の事情によって近隣の自治体に転居しているものと理解をしておりますけれども、それぞれの事情については、それぞれいろいろとあろうかと思っておりますが、今後におきましてもですね、当市から給料を得ているわけでございますので、いろんな形で市外に住んでも同じように職員として義務を果たすことができるように注意をしてみたいと思っております。

## 山田勝委員

私はね、これは非常に大事なことです。あんたたちが職員の採用試験をするとき、あるいは面接するときにはね、事務手続のものはそれで終わる。でも、その後何にも言わないから。その後もずっとちゃんとしないとそれなりにペナルティーもしていいですよ。そんなことだからね、人口が減る。もう来年になったらね、2万人も切りますよ。全然ね、責任を感じていない、総務課長。あんたたちは。当然、責任の感じられないかんのはあんたですよ。それはそれでいいですよ。ちゃんと出してください。

それとね、もう一つ。これは関連ですから。職員のね、私は給料についてね、私はこんなことをあなたにも、教育総務課長に言ったことがあるんですが、奨学金の貸付の中に市の職員がおりますか、おりますということでしたね。それもそれなりに条件が通れば貸していいんですよって、それはいいですよ。しかしね、こういうのがありますよ。奨学金を受ける人についてはですね、経済的な理由により学費の支弁が困難と認められた人にはやりますよというけど、経済的な理由によってね、市の職員の子どもたちが勉強をできないという、そういう給料をやっているんですか。

## 山下総務課長

職員の給料につきましては、その職務に応じて職務給ということで職員の給与は支給をしております。奨学金の支給要件の審査に当たっては、それぞれの家庭の生計の状況とか、こういったものが総合的に考慮されて決定されるものではないのかなと、一般的にはこのように考えております。

## 山田勝委員

それはね、たらたらたらたらって言葉を並べればそれでいいかもしれませんが。私、現実の話をしてますよ。一般の農業をしている人も年間250万しか年俸もない人もね、子供を学校にやらないかん。借金をしてでもどうしてもみんなやりますよ。そういう中で、例えばですよ、仮に勤務して、民間に勤務している人たちがね、ひと月に、高校に行くようになったら扶養手当を子供1人についてたくさんやっているわけですからね、扶養手当も6,500円ですかね。そんな世界ですよ、市の職員がそこでもまた理屈をつけて、平々として奨学

金貸付金を利用してね、学校にやってる。私は一般人から、ずうずうしいというのか、何ていうのか、誰もそんな恥ずかしいことをするなという人もいない。そういうね、体質が気に入らんのだよな。あんたの言うように、それぞれの家庭によって違うと言うけど、その子供が勉学をするためにお父さん、お母さんが飯を食わせて、あるいは勉強するから扶養手当をたくさんやってるんですよ。そういう中で、いや違いますよっていうあんたの発想も私にはわからない。はい、どうぞ。

#### 山下総務課長

職員給与を支給されていることをもって奨学金の要件が判断されることではなくて、その世帯における生計の状況、そういったものを考慮して奨学金の支給が決定されるものではないかと、このように考えております。

#### 山田勝委員

なら、あんたが言う理屈からいったらね、例えばそういう職員の給料プラス子供たちののをひっくるめてですよ、その家の生計によってもものすごく苦しいというような想定されるのは、あなたの場合はどんなのを想定しますか。どれくらい、せいじゃればしかたなかねというのは、どんなのを想定しますか。

#### 山下総務課長

どういう場合がとは直ちには思い浮かびませんが、例えば生計の中で収入がなかなか難しいけれども扶養家族が多いとか、そういう場合には少ないところよりも生計としてはかなり負担が大きくなってくのではないのかなと、こういうことが考えられるのではないのかと思っております。

#### 山田勝委員

それはわかりますよ。でもね、お父さん、お母さんも扶養していれば、またそれなりに扶養手当があるじゃないですか。子供もそれなりにあるじゃないですか。そういう中で、あなたが言うように、別ですよって、生活が苦しいところがあるんですよって、自分たちでは想像できない。だから、どういうぐあいにして想像するんですかって言うんですよ。そういう家庭があるんですかって、阿久根市に。そういう家庭があるようだったら、それはもうしょんないですよ、（聴取不能）、扶養もたくさんあります、何もありません、そういうところがあるんだったらそれはしょんないですね、その中で勉強したいというのがおったら。でも、一般の市民から見たら違うでしょ。お父さんを見とったら、税法上の優遇もある。扶養手当としての優遇もある、子供たちみんなにも。そういう中で、何で、どういう理由で一般社会の人が見れば、そうなれば公務員やっても奨学金の貸せないかんもんわねという理屈は成り立たないよって言うんですよ、私。あなたにしても、教育総務課も平気で理屈を並べて言うけどね、私たちは恥ずかしくて話もできない。

#### 牟田学委員長

いいですか。

#### 山田勝委員

はい、次。

#### 牟田学委員長

はい、どうぞ。

#### 山田勝委員

41ページ、財産管理費の中の運転手の話をされましたけれどもね、これはどういう理由でそうなったのかわかりませんが、非常に人がいないと思いますよ。だから、私はふと思ったんですけどね、60歳、普通、定年60歳か65歳の世界ですよ。そういう中で、お辞めになって、そしてシルバー人材センターに籍をおいていただいでですね、運転をしていただくというのは、非常に効率がいいというふうに私は思いますよ。毎日毎日、車というのは出ないでしょう。そういうときにですね、運転手は効率がいいと思いますよ。こういうことは考えたことはありませんか。

## 山下総務課長

お答えいたします。今回の件につきましては、先ほども申し上げましたように、現在の事業所ができないということでございましたので、その他の事業者からも予算見積もりを徴しました。非常に金額的に現在の額よりも高いものでございました。また、実はシルバー人材センターのほうにも相談をいたしましたが、シルバー人材センターとしてもバス3台については難しいと、こういうようなお話でございました。このことからハローワークのほうに募集をかけまして、臨時職員を雇用することとしたものでございます。

## 山田勝委員

それなら一番いいがなと、私もシルバー人材センターをよくお願いするんですけどね、必要ときに必要な人数を派遣していただくのでね、一番いいと思っとったんですが、それなりに努力をしているのであれば、それはそれでよしとしましょう。

それから、総務課長、もう一遍ですね、またバックするんですが、以前にね。職員の、

## 牟田学委員長

何ページですか。

## 山田勝委員

37ページ。37ページ、一般管理費の中の給料に関連して、職員数についてちょっとお尋ねするんですがね、あなたは平成18年と比較して少なくなったというのは、あのときにはね、特別制度を利用してびっくりするような退職金をやって職員の数を減らせられましたよね。そんなときも常識で考えられないことをば。当時の市長は全然変わらないと言いながら、口も乾かんうちに支払ってありました。だからもともとから議会も市民もだまそうと思ってやったことだなと思いますが、ただ、私はあなたの人事管理についてね、ちょっと気になるんですけどね、今、日本にパソコンが普及してですよ、一つ聞きますが、市の職員の中でパソコンをできない人がおりますか。

## 山下総務課長

全ての職員はパソコンで業務を行っておりますので、全ての職員がパソコンはできると考えております。

## 山田勝委員

今はですね、昔と違ってパソコン1台で何人分と仕事をしますよね。そして連絡もパソコンでメールで打てばいいわけですよ。だから、そしてから情報もですね、インターネットですぐ情報も吸収できますよ。そういう中でね、人数が減らないでふえていくというのはね、これは人事管理上問題があると思う。あなたは前後の話をしてですね、200の中から言うけど、全然減っていかないというところにね、人口が減っていくけど職員の数は減っていかない。だから、もちろん1人で3人分できるのもおればですね、1人分もできんともおるかもしれん。それはもうしょんなかですもんね、採用すれば。だから、徹底的にね、人事管理を厳しくやってね、人数を減らす努力をしないとふえませんよ。だから、そういう意味のね、行政改革についての対応というのはどのようにしてるの。

## 山下総務課長

行革についてのお尋ねでございました。昨年度、28年度に第6次の行政改革大綱を策定をいたしまして、これに基づいた取り組みを進めることとしております。この中にはいろんな課題等がありますけれども、特に、職員の人件費に係る部分でございまして、いろんな無駄な経費等を抑制していく、そういった取り組みをすることとして、計画的に進めることとしております。

## 山田勝委員

なかなかね、難しいと思うよ、難しいと。何でかちゅうのは、例えば民間はね、これだけの収入があるときにこれだけで経営せないかと。役所はそういうのじゃないですね、あるお金を必要だから使っている、違いますよ。でも、あくまでも市民から預かっている金だということばね、忘れてもらっては困りますよ。きょうは電算の係長が来てますが、電算の

係長、全体的にあなたから見てね、阿久根市の職員というのはものすごく電算を利用してね、パソコンを利用して業務が押しなべて上がっていると思いますか。上がったらんとは言わならんではね。

#### 前田情報管理係長

山田委員にお答えいたします。パソコン等のシステムによって業務が効率化をされているかということについてですが、今、阿久根市においては業務システムが導入をされておりますが、そういったシステムもエクセルやワード等を使いこなすことによって、さらに効率上がるような仕組みになっております。今、阿久根ではそういったものを活用しながら業務の効率化を図っていると思っております。

#### 山田勝委員

それはそうであると思いますよ。だから、そうであるのなら去年よりもことし、人数がふえてるということのほうが、総務課長、おかしいわけよ。人口が減っている、ね、人口はもう2万人切りますよ、目に見えている。そういう中で、職員がことしは10人減ったじゃなくて、ことしふえたんじゃないですか。だから、僕が、私がこんなに言ってもあなたの答弁もなかなか厳しい戦いだと思いますよ。ですから、もういいけどね。でもそういう気持ちでやっぱりやっぴりやっぴいかなないと、人数がわざれかうして何億で金を出したときの例にとってですね、言いわけをするようではね、あなたに何とか行政改革をせないかんという意識がないですよ、あなたに、意識がない。

#### 牟田学委員長

いいですか。

#### 山田勝委員

はい。

#### 牟田学委員長

ほかにありませんか。

#### 大田重男委員

39ページですね、1項2目9節の、これは総務省に研修派遣ということということなんですけど、これは期限はわかりますか。

#### 山下総務課長

平成30年度、1年間を予定しております。

#### 大田重男委員

その場合ですね、人選をする場合、例えば職員の中で応募を募ってその中で人選するとか、こういった方法で人選はされますか。

#### 山下総務課長

人選につきましては、この間の人事評価でありますとか、職員の自己申告書等を基に候補者をリストアップいたしまして、予定者を選考してきたところでございます。

#### 牟田学委員長

ほかにありませんか。

#### 白石純一委員

40ページ、2款1項4目13節委託料、質疑でちょっと申したんですけれども、例規集ですね、委託料で例規集データ更新、これは例規集がホームページに出てますけれども、条例、規則、規定、要綱でしょうか。これで載っていないものもあるということもありましたけれども、どういう基準で、私は全て載せるべきだと思いますけれども、その辺はいかがなってるんでしょうか。

#### 山下総務課長

例規集の登載基準についてでございました。一時的な施行にとどまるようなものもございまして、例えば条例の中でもこれこれを廃止する条例といったものは搭載の必要はありませんし、一定の年限を限られたものについても例規集に搭載しないものもございまして。また、実

際に例規という形ではありませんけれども、それぞれの職場において内規という形で、言ってみれば事務処理の基準と申しますか、そういったものも要綱、要領という名称で作成しているものもございます。こういったものについては搭載をしていないと、このように取り扱っているところがございます。

**白石純一委員**

その要綱でですね、内規でというのは本当にどういう基準、載せる、載せないのはそれぞれの課なのか、総務課なのかわかりませんが、その辺の基準が我々としては今の説明ではわかりづらいですね。例えば、先日申した交際費の大変重要な要綱だと思いますけれども、それが出ていなかったわけですから、その辺の基準がわからない。例えば、交際費については出さなくてよかったですか。

**山下総務課長**

交際費の要綱につきましては、交際費の支出状況を明らかにしているその根拠になるものがございますので、例規という形で例規集の中に搭載する、搭載しないの有無にかかわらず、交際費の中でその要綱を見ることができるようになることが適当だと考えております。今後、その要綱についてはそのような取り扱いを行ってまいりたいと思っております。

**白石純一委員**

すみません、よくわからなかったんですが、それは今後も載せないということですか。

**山下総務課長**

交際費の支出状況のホームページのところにすることができるようになることを考えてまいりたいと思っております。

**白石純一委員**

例規集のところに載せない理由はなんですか。

**山下総務課長**

例規の様式として、先ほども申しました告示とか、訓令とか、形式になっているものについては搭載しておりますけれども、この要綱については基準として所管の担当部署において定めたものがございますので、例規集の中にはこれを搭載する予定はいたしていませんけれども、交際費の支出状況を明らかにするための基準として交際費の項目の中でホームページには搭載していきたいと、このように考えているところがございます。

**白石純一委員**

例規集を見たんですけれども、要綱でかなり細かいところまで内規と言われるようなところまで出てますので、その辺の基準が私には理解できませんので、今後また、これからも注視していきたいと思っております。

**牟田学委員長**

いいですか、ほかにありませんか。

総務課長より訂正あります。

**山下総務課長**

先ほど担当係長から野畑委員の質疑の中で、広報紙の単価を33円と申し上げましたが、正しくは34円ございました。訂正をいたします

**牟田学委員長**

野畑委員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ議案第23号中、総務課所管の事項について審査を一時中止します。

**○議案第26号 平成30年度阿久根市交通災害共済特別会計**

**牟田学委員長**

次に、議案第26号を議題とし、審査に入ります。課長の説明を求めます。



## 山下総務課長

議案第26号について御説明いたします。

初めに、70ページをお開きください。歳出について御説明いたします。第2款1項1目事業費は477万1千円ありますが、節ごとに主なものを申し上げます。1節の1万9千円は、交通災害共済審査委員会委員の報酬であります。8節の33万1千円は、各区長に対する会費取りまとめ謝金であります。11節の16万1千円は、加入申込書の印刷費が主なものであります。12節の19万4千円は、郵便料と金融機関の収納手数料であります。19節の406万4千円は、会員の交通事故に係る見舞金300万円と街路灯整備事業補助金100万円が主なものであります。これは、交通災害共済基金の現在高が多額になっている現状に鑑みて、平成29年度から街路灯整備事業補助金として、阿久根市防犯組合が管理している防犯灯を交通安全に資する街路灯と位置付け、LED改修に関する費用を補助しておりますが、平成30年度も引き続き実施しようとするものであります。次に、第2款1項1目基金積立金の20万1千円は、基金利子等を見込み積み立てようとするものであります。

以上で歳出を終わり次は歳入について御説明いたします。

69ページにお戻りください。第1款1項1目共済会費の339万1千円は、75歳以上の会員を3,225人、その他の会員を7,525人、合計で1万750人と見込み計上したものであります。次に、第2款財産収入1項1目利子及び配当金の20万円は、基金利子であります。次に、第3款繰入金1項交通災害共済基金繰入金の137万8千円の主なものは、街路灯整備事業補助金に基金を活用しようとするものであります。なお、この繰り入れ等により、基金の現在高は約7,900万円と見込まれます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願いいたします

## 牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ議案第26号の審査を一時中止します。

(総務課退室)

この際、暫時休憩いたします。

( 休憩 12:03~13:01 )

(総務課消防係入室)

## ○議案第23号 平成30年度阿久根市一般会計予算

### 牟田学委員長

休憩前に引き続き委員会を開会いたします。

次に、議案第23号を議題とし、総務課消防係所管の事項について審査に入ります。

消防参事の説明を求めます。

### 的場消防参事

それでは、議案第23号のうち、総務課消防係所管分について御説明申し上げます。

予算書の102ページをお開きください。歳出から、その主な事項について御説明いたします。第9款1項1日常備消防費は、3億1,406万2千円ありますが、前年度比2,170万4千円の減額になります。19節負担金補助及び交付金3億1,406万2千円は、阿久根地区消防組合への負担金であります。2目非常備消防費6,924万2千円ありますが、消防団用の普通消防積載車購入費を計上したことにより、前年度比1,508万1千円の増額となります。1節報酬1,200万8千円は、消防団員224人分の報酬であります。5節災害補償費158万2千円は、消防団員に係る遺族補償年金と公務災害における療

養、休業補償費であります。8節報償費541万円は、消防団員退職報償金500万円が主なものであります。9節旅費1,815万6千円は、消防団員の費用弁償として1,802万円を計上したほか、各種式典や研修などの旅費であります。11節需用費修繕料386万6千円は、分団詰所などのほか、消防車、小型動力ポンプ等に加えて、防火水槽の補修に係る経費を計上したものであります。18節備品購入費1,899万8千円は、普通消防積載車2台分の購入経費1,712万3千円が主なものであります。これは、平成3年2月に配備された三笠分団桐野班の積載車と、平成4年3月に配備された折多分団折口班の積載車が25年以上経過し、老朽化が進んでいるため更新しようとするものであります。

103ページになります。19節負担金補助及び交付金588万円は、鹿児島県消防協会等への負担金のほか、消防団員の退職報償金や公務災害補償等の掛金などが主なものであります。28節繰出金135万6千円は、簡易水道の消火栓153基分の維持管理費として、簡易水道特別会計に45万9千円を、同じく、上水道の299基分として水道事業会計に89万7千円をそれぞれ繰り出すものであります。3目水防費は、30万円であります。これは、風水害等の原材料費として補修用資材などの購入経費を計上したものであります。4目災害対策費2億5,438万4千円のうち、消防係所管分は100万円であり、前年度と同額であります。1節報酬から8節報償費までは総務課所管であります。9節旅費93万1千円のうち消防係所管分は43万1千円であり、災害時の費用弁償を計上したものであります。11節需用費132万1千円のうち、消防係所管分は9万9千円であり、燃料費5万円と食糧費3万6千円が主なものであります。

104ページになります。12節、13節、15節、19節は総務課所管であり、14節使用料及び賃借料51万円のうち、消防係所管分は47万円であり、重機等の借り上げ料として計上したものであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入は、27ページにお戻りください。第14款県支出金3項1目総務費委託金1節総務管理費委託金6万1千円のうち、消防係所管分は2万円で、火薬類取締法に係る県からの事務交付金であります。

次は、32ページになります。第19款諸収入5項4目雑入2節団体支出金6,038万7千円のうち、消防係所管分は、説明欄のとおり消防団員遺族補償年金148万2千円、次の消防団員公務災害補償金については10万円、消防団員退職報償金は、歳出と同額の500万円を見込み計上したものであります。20節雑入のうち、消防係所管分は、次の33ページ説明欄の上から10行目、原子力立地給付金152万6千円のうち、消防団詰所等に係る5万7千円、同じく33ページ説明欄の下から8行目、県消防協会火災共済制度出資金割戻金1万円、34ページ説明欄の下から4行目にあります、県消防協会福祉共済制度返戻金2万5千円であります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

#### **牟田学委員長**

消防参事の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

#### **渡辺久治委員**

103ページ、9款1項2目28節特別会計繰出金で、簡易水道特別会計と水道事業会計に繰り出していますが、これは何に使われるお金ですかね。

#### **的場消防参事**

渡辺委員にお答えいたします。簡易水道の特別会計及び水道事業会計の支出金ですが、これはそれぞれの消火栓への維持管理負担金というところで、1基当たり3千円についての掛ける水道事業会計、また簡易水道会計への繰り出しであります。先ほど説明しました基数につきましては、簡易水道につきましては153基分です。それから上水道については299基分としまして、水道課とも基数を確認しまして計上したものであります。

#### **渡辺久治委員**

管理は各分団が管理していると思うんですけど、それで間違いないですか。

#### 的場消防参事

管理自体は消防団のほうにお願いしておりますけれども、市街地につきましては消防署のほうも年間通して数回程度点検に行きますけれども、ほかの分につきましては各分団、班のほうにお願いしております。

#### 渡辺久治委員

私もだいぶ以前、10年間ほど消防団をしたんですけども、たまに開かなくてたいへんなのはあるんですけども、日本の消火栓というのは全部こんなもんですかね。例えば外国に行けば道路の横にあるのもあるんだけど、その辺はいかがですか。ご存知ではないですか。

#### 的場消防参事

以前は地上式と申しまして、そういうのが多かったんですけども、今現在、阿久根市の管内ではほとんど道路の埋め込み式と言いますか、その形なんですけれども、以前、やはり開かないというところがありまして、我々も年に水利調査で回るんですけども、そういうときは気を付けて、開かないところは再度点検に行きましてしてございましたけれども、今はほとんど管理がうまくいっているような感じです。

#### 渡辺久治委員

いざというときに開かなかった何にもなりませんから、そこら辺、またほかのそういう地上式も含めて考えていただければありがたいと思います。

#### 竹原恵美委員

102ページの9款1項1目が前年度比がマイナスの2,170万4千円なんですけど、この大きな差の理由はさっき聞けなかったので理由を教えてください。

#### 的場消防参事

竹原恵美委員にお答えいたします。2,170万4千円につきましては、去年はですね、9款1項1日常備消防費の分につきましては、当初予算の財政課長の補足のほうで説明されたと思うんですけども、去年は高規格救急自動車を購入しております、その分が主な減額の理由です。

#### 竹原恵美委員

まだ財政課長のところまで行ってないので、これから聞けるんだろうと思います。

#### 牟田学委員長

いいですか。ほかにありませんか。

#### 山田勝委員

消防参事、102ページのね、常備消防費に関連をして、今、阿久根消防署には全員何人いるんですか。

#### 的場消防参事

阿久根地区消防組合全体では62名なんですけれども、阿久根地区消防組合の阿久根消防署と消防本部、併任辞令をしていますけれども、36名います。

#### 山田勝委員

62名は長島町の、残りは長島町ということですね。

次のですね、非常備消防費に関連して、私は先の条例のときにですね、今は女性団員がおりますけどね、各分団に女性の団員もね、入れてもいいのじゃないんですかということだったんですが、まだその後分団長会もないんですが、どういうふうにお思いですか。

#### 的場消防参事

山田委員にお答えいたします。先日の地方創生の特別委員会のあと、女性消防隊の方、あるいは消防団本部とも会う機会がありましたので、議会等でいろいろ質疑があった分については団本部にも常に報告しているわけですけども、前回の地方創生特別委員会のあと話をしたんですけども、まだ現在、そういうふうな分団へというところは考えていないというふうな答弁であったんですけども。我々も将来的なことを、この前話をしましたけれども、

ほかのところの状況も考慮しながら考えていかなければいけないというふうに思っています。

#### 山田勝委員

あんまりね、難しいことではないと思うんですよ。私は欠格事項とかですね、例えば分限とか、いろいろここに消防の、消防団の定員、給与、服務に関する条例の中ではですね、男性でなからないかん、女性でなからないかんということは全然書いてないですよ。それとその、6カ月以内は自分の居住地におらないかん。居住地というのは阿久根市内を居住地というのか、あるいは自分の分団区域内を居住地というのか。でも今は阿久根市内を言わなしかたないと、あるいは出水市に勤務している人もしかたない時代を迎えていますけどね、そういう中で、やはり何かあったことを考えればね、近くにいるような方、あるいは興味のある方は女性の団員も考えないかんという時代に来ていると私は思うのでね、そういうやっぱり男しでなからないかんという、そういうことじゃなくて、これはさらとね、お話をされたらどうですか。ルールはないんですよ、入っていかんという決まりもなければ、そういう決まりも全然ない。ただ、女性の方が、今女性分団が入っているけど、やっぱりそれなりにイベントのときにはね、お手伝いいただいているけど、かね平生はそういうないわけでしょう。それぞれのところですよとかということはないでしょう。だから、そういう意味ではね、私はこういう時代だから女性の方も入って、女性の方も一緒に活動するそういう時代を迎えているのじゃないかなと思うのでね、ボールを投げてほしいという気持ちでいるんですよ。だからそんなに頑なにならないでいいですよ。どうですか。

#### 的場消防参事

山田委員にお答えいたします。以前の条例は、阿久根市に居住する者というところで、阿久根市に居住してから消防団に入団できるということで、この前もお話したと思うんですけども、女性消防隊でぜひとも女性の方で消防団に入団したいという方がいらっしやいまして、その方が阿久根市外でしたので、勤務する方も加えたんですけども、その後、その方につきましては今阿久根市に住所を移していらっしやいます。今、阿久根市外の方は私が把握しているところではいらっしやいません。その中で、今の消防団の入団等につきましては、各区、後援会等ですでにいただいておりますので、我々が積極的に出向いてここに女性を入団させてくれというのも今のところしていないわけですけども、考え方としまして、各班で男性が8名いらっしやるところで、そこで2名の方の女性が入ったとか、3名が入ったとすれば、その分男性が減るというところで、各分団、班のあり方を考えなければいけないというふうに考えますけれども、我々が想定したのは女性ができる部分については女性がというのがありますので、それが後方支援であるんじゃないかというふうに当初は考えておりまして、平等に現場に行つてというのは今のところ考えておりません。

#### 山田勝委員

そんなにね、ぱつとできる話じゃないです。ただ、そういう方向にあるというボールぐらいは投げとかなないと、あるいはいなくなったら女性が守るよという分団もあっていいじゃないですか。女性もお手伝いする、7人、8人のうちに2人が女性であってもいいじゃないですか。そういう時代を迎えているんじゃないですかと。だからボールぐらいは投げてですね、話題にはしたほうがいいんじゃないですかというそういう意味で私は言うだけの話ですから、そういう気持ちで捉えて、ボールだけは投げてください。

#### 的場消防参事

山田議員がおっしゃるとおり、以前ですね、黒之浜のほう、まだ分団当時でしたけれども、やはり夜は漁業の方が多いものですから、地区に消防団がないというところの話がありまして、女性の方をという話もあったときもあったんですけども、そのときに我々消防のほうでも女性消防隊だけで、女性の方だけで何かできるのかなという研究もしたんですけども、そこまでは行きませんでしたけれども、将来的にはおっしゃるとおり女性の方も必要じゃないかというふうに考えています。国のほうもそこを今押していますので、また検討して団本部と協議していきたいと思っております。

## 山田勝委員

ぜひそうしてください。プロレスラーもな、ボクシングも女性がする時代なんですよ。

## 牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ議案第23号中、総務課消防係所管の事項について審査を一時中止いたします。

(総務課消防係退室、企画調整課入室)

## 牟田学委員長

次に、議案第23号中、企画調整課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容等について、簡潔明瞭にお願いします。

## 早瀬企画調整課長

議案第23号、平成30年度阿久根市一般会計予算中、企画調整課所管の事項について説明申し上げます。

歳出から説明いたします。予算書42ページをお開きください。2款1項8目企画費の予算額は2億238万円で前年度比1,203万2千円の増であります。増額の主な理由は、43ページ、19節負担金補助及び交付金で約1,200万円の増であります。

それでは、予算書の節ごとに説明いたします。1節報酬は、総合開発審議会委員の報酬であります。7節賃金は、男女共同参画講座開催時の保育士賃金であります。8節報償費は、アクネ大使に対する謝礼、地方創生に係る委員会等の出会謝金、男女共同参画推進懇話会の出会謝金など説明欄記載のとおりであります。9節旅費は、アクネ大使関係、広報・調査等対策交付金事業のほか、国際交流事業分として新たに約325万円を計上しました。内訳は、善化区との友好交流協定締結の調印式旅費約142万円と青少年交流事業旅費約183万円であります。11節需用費は、官庁速報や華の50歳組レセプション関係、広報・調査等交付金事業関係が主なものであります。

43ページに移ります。12節役務費の主なものは、総合計画策定及び総合戦略見直しに係る市民アンケート2千人分の送付・返信用郵便料のほか、国際交流における通訳料であります。13節委託料は、阿久根駅などに植樹した柑橘類の樹木の管理業務、折口駅トイレの浄化槽管理業務及び清掃管理業務、放射線量測定用のサーベイメータ校正業務のほか、新規に事後評価業務を計上しました。事後評価業務は、阿久根市「うみ・まち・にぎわい」再生整備事業について、社会資本整備総合交付金を活用していることから、事業実施後に評価を行い、国土交通大臣への報告するものであります。14節材料及び賃借料の主なものは、移住定住フェアの出展料であります。18節備品購入費は、広報・調査等交付金を活用して、防災訓練時に使用するスロープ、車椅子、プライバシースクリーンを購入するものであります。19節負担金補助及び交付金は、前年度比約1,200万円の増額であります。負担金は、出水地域開発促進協議会ほか9協議会への負担金であります。

44ページをお開きください。上から3行目、企業立地促進は、有限会社マルケイ工業の工場移設に対する補助金であり、工場等用地取得と雇用促進で204万円を計上しました。次の施設整備事業は、岩船運動公園トイレ改築に係る補助金であります。当運動公園には、地区民の散歩道、高齢者のグラウンドゴルフ場、児童のサッカー練習場があることから、隣接するトイレは多くの市民が利用しております。また、トイレについては地区民によって維持管理されておりますが、今回、トイレの老朽化に伴い改築を計画されたことから、地域振興基金の場外車券売場設置市地元協力金を活用し補助するものであります。次の乗合タクシー運行事業につきましては、公共交通機関である南国交通バスの弓木野線及び尾原線のバス路線が平成30年4月1日をもって廃止される予定であることから、廃止対象地区となる田代、鶴川内、山下地区について乗合タクシーを運行しようとするものであります。運行予定

としましては、田代、鶴川内、山下地区いずれも、月・水・金の週3日、午前、午後各1便、市街地までの往復を計画しております。また、料金は一律200円を予定しているところであります。以上から、乗合タクシーの補助金額は、前年度比約370万円増の664万1千円を計上しました。なお、乗合タクシーの対象区については、新たに11区ふえ、42区となります。移住定住促進補助事業、定住促進対策木造住宅建築補助事業、地域支え合い定住支援補助事業につきましては、申請数の増加が見込まれることから約500万円増額しました。婚活推進関連事業につきましては、これまで委託により婚活事業を実施し、ある程度の成果を収めたところであり、平成29年度については、婚活イベントを実施し、男女各11人中7組のカップルを誕生させた組織がありました。また、みどこい春祭りにおいても婚活イベント主催者向けのセミナーを実施された組織もあったことから、今後は、このような地域の組織と連携した婚活事業を推進していきたいと考えております。なお、予算額は1組織50万円の2組織分、100万円を計上いたしました。次に、地域おこし協力隊起業支援であります。平成28年8月に採用となった2名について、今年度に最終年度を迎え、本市での起業の可能性があることから予算計上するものであります。25節積立金は、地域振興基金へのあくね応援寄附金の積立額1億2千万円、場外車券売場設置市地元協力金352万3千円が主なものであります。

次に、54ページをお開きください。2款5項1目統計調査総務費は、前年度比5万円の増であります。2節給料から4節共済費は統計調査業務担当者1名分の人件費であります。

55ページに移ります。2目基幹統計調査費は、前年度比347万4千円の増であり、主な理由は、ことし10月1日付けで実施する住宅・土地統計調査に要する費用であります。1節報酬の主なものは、住宅・土地統計調査員の報酬であり、指導員7人、調査員45人を予定しております。7節賃金は、住宅・土地統計調査及び漁業センサス業務に従事する臨時職員の賃金であります。11節需用費は、各統計調査の消耗品等であります。

次に、73ページをお開きください。5款2項2目働く女性の家管理費は、前年度比18万1千円の減であります。それでは、節ごとの説明をいたします。1節報酬は、運営委員5名分の報酬と指導員1名分の報酬であり、4節共済費は、指導員及び警備員の社会保険料であります。7節賃金は、警備員賃金と市主催講座の時の託児に係る保育士の賃金であります。8節報償費は、定期講座等の講師謝金であります。14節使用料及び賃借料は、トイレ用薬剤の使用料が主なものであります。

続きまして、歳入について御説明いたします。予算書21ページにお戻りください。12款1項8目労働使用料は働く女性の家使用料であります。

次に、23ページをお開きください。13款2項1目1節総務管理費補助金中、社会資本整備総合交付金は、市民交流施設建設事業分と、「うみ・まち・にぎわい」再生整備事業事後評価分に係る交付金であります。また、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費は、B&G温水プール木質バイオマスボイラー導入に係る国庫補助金であります。

次に、25ページをお開きください。14款2項1目1節総務管理費補助金は、広報活動などの財源である広報・調査等交付金と、電源立地地域対策交付金が主なものであります。このうち、電源立地地域対策交付金は、葬祭場管理業務、番所丘公園管理業務、消防団積載車整備事業、阿久根小学校トイレ整備事業、同校の36号棟改修事業、市立図書館及び郷土資料館管理業務、総合体育館空調設備改修事業の7事業に充当する予定であります。

次に、27ページをお願いいたします。14款3項1目1節総務管理費委託金のうち、企画調整課所管は、遊休土地実態調査費2万円であります。28ページをお開きください。5節統計調査費委託金は、工業統計調査費ほか説明欄に記載のとおりであります。29ページに移ります。15款1項2目1節利子及び配当金中、企画調整課所管は、6行目のふるさと創生基金利子、次の人材育成基金利子、下から3行目の地域振興基金利子であります。

次に、30ページをお開きください。17款1項5目1節ふるさと創生基金繰入金は、寺島宗則旧家屋改修及び道の駅「サンセット牛之浜景勝地」基本計画策定に充当するもので

あります。同項6目1節人材育成基金繰入金は、国際交流事業として善化区との調印式及び青少年交流事業に充当するものであります。同項10目1節地域振興基金繰入金は、あくね応援寄附金の積立金の一部を地域振興に、場外車券売場設置市地元協力金の積立金の一部を岩船運動公園トイレ改築事業に充当するものであります。

次に、33ページをお開きください。19款5項4目20節雑入であります。主なものとしましては、下から4行目の場外車券売場設置市地元協力金と、34ページをお開きください。上から6行目の乗合タクシー事業国庫補助金事業者精算返納金であります。20款1項1目2節企画債は、肥薩おれんじ鉄道経営安定化支援事業に充当するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

#### 牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

#### 竹原信一委員

23ページ、エネルギー構造高度化、バイオマスの件ですけれども、この事業は年間の7千万円かけてどの程度の成果、効果が上がるかという話なんです。燃料的にはどれくらいプラスになるんですか、それと年間の減価償却、そういったものを足したときに最終的にどんな数字に、この概ね15年ぐらいですかね、

#### 牟田学委員長

竹原委員、マイクを寄せて。

#### 竹原信一委員

15年くらいかけてどのような収支になっていくのかを教えてください。

#### 早瀬企画調整課長

まず、この木質バイオマス事業の意義と効果ということで説明させていただきますが、木質バイオマス事業を行うことの最大の意義は、経済の地域内循環であります。現在の化石燃料による熱源供給はその燃料を国外に依存し、地域経済の外部流失をもたらしているということから、今回、こちらのほうの事業を行うものであります。地域にある資源としての木材を活用しまして石油に代わる燃料として使用することで、地域内でお金の回る仕組みのほうがつくれるのではないかと考えております。そのことで林業振興であったり、雇用であったり、環境教育等、市民とともに再エネを考える機会となり、本市独自の再エネ事業の展開が期待されるということですが、先ほども質問にありましたように、燃料的に幾らぐらい、どうなるかということですが、現在、重油自体を年間200万円強使っております。この分が、全部とは言いませんがまきのほうに変わっていくと。今まで石油、重油等でありましたら、域外に当然負担していた部分が域内での、地域の資源であるまきを使うということで、そちらのほうに変わっていくということになっていきます。それと年間の減価償却ということで、竹原信一委員のほうもお持ちかと思いますが、年間に160万ほどの減価償却ということになっておりますが、これは市のほうの単独事業であります家屋部分の減価償却でありまして、実際にはこちらのほうの可能性調査をしました事業者のほうに確認したところ、補助金部分でつくったものについてはプラマイゼロで、会計上は減価償却は発生しないというような、そういうふうに向っているところでございます。以上です。

#### 竹原信一委員

燃料の件ですね、年間に幾らかかって、それが7千万円をかけて、減価償却という言葉の表現はともかくとしてですよ、15年間もつとして年間ね、例えば700万、10年で1年間で700万円分使うみたいな感じなんです。燃料を重油が例えば200万ぐらいあったとして、それが木に変わる。それを変えるためにですよ、7千万円かけました。話にならないですよ、これじゃあ。そして、地域内循環という言葉の意味ですけども、結局、この設備というのは地域内の材料でやるわけでも、技術でもやるわけでもなくて、この7千万円分をほぼ外から入れる金です。お金はそのまま外に出ていくような感じの金ですよ、概ね。そしたら全く意味がなくなるわけですよ。その計算をちゃんとできてんのかというこ

とですよ。

#### 早瀬企画調整課長

この件につきましては、再エネ関係で去年ビジョンをつくりました。その中でもご存じのように、確実に採算がとれる事業というのは大型の太陽光、そして大型の風力ということで、そういう事業については市内においても実施されていたり予定されております。それ以外の部分につきましては、太陽光パネルじゃないですが、実際にはまだ需要がないということで全てが高い状態。ですから採算が合うところまではいっていない状況だと思います。そういう中で地域資源として森林があります。そこで雇用も生まれる。そういう資源を使って何とか地域独自の形がつくっていけないかというようなことの中で、今回、B&Gのほうの提案をさせていただいたということでありませう。以上です。

#### 竹原信一委員

そういったことでもあってもですね、ちゃんと計算はしないとイケないですよ、わかりますか。人件費をどんくらい使って、材料費どんくらい使って、結局今の計算だけ見ると重油代が材木代に変わり、その間、施設をかけた7千万円は、ね、15年で捨てる。なくなるわけですよ。しかも、このあなたたちの計算書を見てみるとあまりにも雑すぎるという内容ですよ。つくってしまっさびだらけの施設が残る。そして同時にですよ、今ある重油の系統も維持しなきゃいけないはずなんですよ、ね。維持しなきゃいけないもんがダブルになって、片方は7千万もかけて15年くらいではあになる。一体何をのって。こんな無駄なことをしてね、許されるのかなど。国からの税金、お金というものもあるかもしれんけど、こんなことをやるのは背任ですよ。ひどすぎる。わかります、この採算合わない仕事の中身が。

#### 早瀬企画調整課長

先ほども申しましたように、採算がとれない事業であるものを国のほうとしても、やっぱりそういう森林なんかにあるそういう資源を使って地域でいろいろと考えてくださいと。ですから、例えば太陽パネルみたいに安くで提供できれば採算は合うかもしれません。そこに向かって動いていく途上であるというふうに理解していただきたいと思ひます。

#### 竹原信一委員

ああ、エネルギー問題というものがですね、まず、全く基礎ができてないな、君たちは、というのがわかりますよ。例えば、今の重油を使う場合はインフラは完備されてて、それを運用するにはほとんど経費がかからないわけですね。ところが、木を切りに行く、運ぶ、そして投入する、置き場をつくる、これは新たな二酸化炭素の消費なんですよ。エネルギー自体については重油も木も変わらないですね、エネルギー発生量からすれば。問題はその過程で使ってしまう無駄金イコール二酸化炭素の増なんですよ。ちゃんとそこを計算しないと将来性どうのこうのというのはですね、中学校か高校の理科でわかるぐらいのレベルの話なんですよ。何でその計算ができないかね。程度が低すぎますよ。一から勉強し直さなさい。終わります。

#### 牟田学委員長

ほかに。

#### 中面幸人委員

44ページですね、2款1項8目19節、乗合タクシー運行事業についてお尋ねをいたします。まず初めに確認ですが、今回、運行をされる田代、鶴川内、弓木野ですね、山下、ちょっと確認です、聞き漏らしておりましたので。まず、運行時間というのは午前、午後、それぞれ1回、そして利用者の利用料金は200円でいいでしたかね。

#### 早瀬企画調整課長

はい、そのとおりです。

#### 中面幸人委員

そこでお聞きいたしますが、これは例えばアンケートなんかをおとりになったと思うんで



すけれども、午前、午後1回というのは、いろんな用事等合わせるのにもですね、なかなかやっぱり大変かなという思いもするんですけれども、この辺あたりはこの区のアンケート結果次第でこのような運行回数になったんですか。

#### 早瀬企画調整課長

乗合タクシーについては、今まで利用してある区についても週に2日から3日と、そして1日最大で午前、午後の2便となっております。そういう中で各区長さんを通じまして皆さんにアンケート調査をさせていただいて、その集計結果をもってまた区長さん方ともお話しをさせていただいた上で、かつ、乗合タクシーというのが公共交通機関がないところということで、じゃあ3号線まで来たときの駅とか、バス停とか、その時間との当然ながら引き継ぎといいますか、そことの連携もありますので、一応時間的には今ある形になったということであります。

#### 中面幸人委員

今までのところもですね、やはり時間帯の問題とかですね、やっぱりあって、ほんなか1回アンケートを取られて、その結果に基づいてもう1度区長さんたちと話し合いをされた結果でこういうことで考えていいんですか。そうしないと、その区域の方ですね、またいろんな意見が出たときにですよ、それはちゃんと区で話し合いをされた結果だそうですよとこっちも言えるわけですからね。それはそういう形でいいんですかね。納得した形なんですか。

#### 早瀬企画調整課長

この2路線につきましては、もともと南国交通の利用もあったということと、距離的に田代のほうでありますと、そこに4人とかいっぱい乗りますと、時間的には市内の目的地まで着くのに40分かかってしまうというようなこともございます。そういうところの前後の時間も考えながら一応区長さんたちにもお話しをさせていただいた上で、両方の区長、民生委員さんたちも集まってお話して説明もしております。

#### 中面幸人委員

その午前、午後の時間をちょっと教えていただきませんか。

#### 尾上地域振興係長

今回導入する地域が、山下地区、鶴川内地区、田代地区ということで、それぞれ出発時間につきましては、まず、山下地区がですね、弓木野区を出発する時間として第1便が往路で8時5分、第2便が13時20分、帰りにつきましては市役所付近を11時55分、それから16時ということであります。続きまして、田代地区につきましては、木佐木野を起点といたしまして、第1便が8時10分、第2便が13時25分、帰りが11時55分、16時、  
[中面幸人委員「16時何分」と呼ぶ]

16時ちょうどですね。そして、最後に田代地区になりますけれども、米次区を起点といたしまして第1便が8時、2便が13時15分、帰りの便につきましては11時55分、そして16時ということで設定したしております。

#### 中面幸人委員

はい、わかりました。それからですね、私はちょっと一般質問で、この分についてはそれでわかりました。運行経路の見直しはできないのかということで、答弁として各区からの要望をもとに国と協議して変更するとの答弁がございましたけど、ほかの区については、今度、平成30年度は運行経路等が見直しをされたところがありますか。

#### 早瀬企画調整課長

運行計画といいますか、実際にはバス停等の公共交通機関の時刻変更によって変更したということではありますが、実際には昨年度、いろいろ議員の皆さんからもグループタクシーの件とかいろいろ御意見等があったことから、昨年6月にですね、区長さんのアンケートをいたしました。その中で回答率といたしましては、乗合タクシーはそのときは31区、今の田代とか山下地区は含まれておりませんで、31区中、回答は22区ということで回答率7

1%、そしてグループタクシーの対象区は46中、回答が37区の回答率80%の中で、まず乗合タクシーの地区で出た部分がですね、乗合タクシーで今問題があるかということについては9区のほうからあると答えて、その理由としまして、運行する曜日、時間が決まっております、融通がきかないと、ほかに経路の問題が2区、そして曜日の増が1区、そういうのがあったところです。主な利用目的にしましては通院が14区で、買い物が1区、把握していないが1区、どのような方への支援がもっとも必要であるかということについては高齢で車の運転ができない人、これが16区でした。あと公共交通機関までの距離が遠い人3区、高齢の人には全員というのが3区ありました。それと現在A-Zのお買い物バス、こちらのほうを知っているかということについては、知っているが21区、知らない区が1区ありました。利用人数を把握している区が9区で、利用者は17人でありました。それと、あと出たのが集落への移動販売の希望、逆に連れてくるのではなくて、そちらのほうにサービスを提供する移動販売につきまして15区が必要と回答しております。その他の意見としまして、乗合タクシーは融通がきかないのでタクシーチケット希望するという区が3区ございました。

次にグループタクシーのほうにつきましては、集落内で通院、または買い物等でタクシー支援が必要な人は何人いるかということをお聞きしました。65歳未満が8人、これは全部の合計数であります。65歳から74歳が41人、そして75歳から89歳が382人、90歳以上が66人、合計の497人というような回答をいただいております。では、現在のグループタクシーで問題は何かということ、20区があるというふうに答えまして、対象要件が最寄りのバス停から500メートル以上となっており、必要とされる人の現状にあっていないのではないかとというのが13区ありました。その他、グループタクシーでの利用が難しい、移動販売が有効である等との意見があったところでもあります。グループタクシーの主な利用目的につきましては、通院が27区、買い物が2区、把握していないが5区でありました。そして、どのような方への支援が最も必要であるかという質問には、高齢で車の運転ができない人、24区、高齢の人には全員、7区、公共交通機関までの距離が遠い人、2区、障がい者手帳をお持ちの人には全員、1区、その他、いきいきサロンや老人クラブ活動での意見聴取をとる意見があったところです。また、A-Zのお買い物バスを知っているかにつきましては、知っているが36区、利用人数を把握している区が16区で利用者は40人でありました。あと、集落への移動販売の希望ということで、22区が必要と回答しております。また、その他の意見としまして、利用券を一律500円の30枚にしてほしいとの意見があったところでもあります。以上、まとめますと区長へのアンケート調査結果からは乗合タクシー対象区においては、利用頻度の低い集落は運行曜日、時間帯等の見直しが必要であるというふうに思われます。また、グループタクシーについては、買い物等へのタクシー支援が必要な人が約500人いること。支援が必要な人は高齢で車の運転ができない人であるということ等を考慮しまして、また新たなサービスのほうを今回やっていると計画しているところであります。以上です。

#### 中面幸人委員

大体、聞き流しでアンケート結果はお聞きをしましたがけれども、その結果によってですね、既存の運行している乗合タクシーの区間については、30年度はほとんど変更はないということよろしいですか。

#### 早瀬企画調整課長

これについては先ほど申しましたように、時間の変更、乗り継ぎの時間の変更部分だけを行います、また再度、区長さん方にですね、お願いして、その時間帯がどうなのかというところを再度乗り合いの方々には話しをさせていただきたいと思っております。

#### 中面幸人委員

せっかくそういう高齢者、いわば交通弱者に対しての補助事業なんですから、今、アンケート結果によってもいろいろと問題等も出てきておりますのでですね、それに近い、できるだけそういう要望に近い形でですね、変更できるものであれば変更してほしいと思っております。

それとあと一つ、今まで例えば、今回グループタクシーがちょっと形態変わりますけれども、今までグループタクシーを使っている人たちの切り替えはまたどういう形になるんですか。

#### 早瀬企画調整課長

新しい生活支援型タクシーのほうは、先日総括質疑でも説明したように、7月から翌年の6月の1年間という形で毎年実施をしていくと。そういうことで、今のグループタクシーの方々については、一応3月末で終了という旨の通知を先日出させていただいたところです。その中には実際今までは65歳以上でしたので、65歳以上で車に乗れる人たちも対象となっていたことから、新たな事業については全ての人が対象となるということではありませんの旨を付けてですね、お知らせをしたところでありませう。

#### 中面幸人委員

そうすれば、一応3月いっぱいまで今までのグループタクシーは終わりにして、新たに始まる生活支援のほうのやつを7月からですか、その間は。

#### 早瀬企画調整課長

それも総括のときに申し上げたように準備期間、結局、そのチケットをつくったりとか、あと申請の形をどういう形でとか、その辺も含めまして準備期間が必要ということと、今回、窓口が介護長寿課と福祉課のほうにいきます。4月がおむつ支給であったりとか、ほかの申請もそこで一気に入るということを考えてときに7月から6月というところをずっと毎年ですね、やっていければというふうに答弁したところでありませう。

#### 中面幸人委員

やはりですね、準備期間といってもこれはやっぱり行政側のいわば勝手じゃないけど、そういうふうにとられますよね。ほんなかその2カ月間は今まで利用していたのにですよ、そういう人たちのことを考えないといけないと私はいけないと思うんですね。これはほんとにやっぱり市民サービスじゃないですか。やっぱり行政側の、いわばのことで準備期間で、ほんなか私たちはどうするのということになるじゃないですか。そこまで考えた上で準備期間をしっかりしないといけないと思うんですけど。その辺あたりをよく考えなかったんですか。

#### 早瀬企画調整課長

実際に本年度の当初予算のほうに予算が出ております。チケットの印刷とかですね、4月1日からまずできないと思います。その辺で物理的にできないということからきちんと。ですから年度じゃなくて、1年間という形でずっとやっていきたいと思いますというものです。それと今度の新しい制度につきましては、課税期間との関係、6月1日付けで確認をしないとイケない非課税世帯ですね、そこの絡みがありますのでどうしてもこの3カ月間だけは、皆さんちょっと我慢をしていただきたいというそういうことであります。

#### 中面幸人委員

だから私が言うように、それは行政側の勝手であって、ほんと市民のほうから見ればですよ、ほんなか例えば新しい制度が7月から運用されるのであれば、その期間、やっぱり今のやつをずっと継続して、残った分を返せばいいんじゃないですか。でしょう。そういうための準備をすべきじゃないですか。それは勝手じゃ、私は勝手と思いますね。

#### 早瀬企画調整課長

これにつきましても各集落のアンケートからもおかしいとやっぱり言われてましたので、我々としては新年度には新しい事業として出したのでありまして、前のそれを引き継ぐという、お話されることはわかりますが、我々がとしては確実に年度で新しい事業に切りかえたかったということでありませう。

#### 中面幸人委員

これで今言うたって一緒だと思うけど、私はやっぱり市民からすれば、ほんなか今までんと新しい制度が運用されるまでは利用してもらって、その時点で切りかえる、残った利用券は返すとかという方法もあったじゃないですか。私はそういうふうにはありますが、もう

いいですよ、それで。ほかの皆さんはどう思いますか。

**牟田学委員長**

いいですか。ほかに。

**竹原信一委員**

34ページ、企業立地促進の204万円の件なんですけれども、この阿久根市内にある企業が移動するというか、そういったときには押しなべてこういうふうなふうにして出すという何か基準があつてのことなんですかね。それともマルケイさん向けにつくった、組み立てた事業なんですか、これ。

**早瀬企画調整課長**

この件につきましては、阿久根市企業立地促進補助金交付要綱に基づいて対応しております。

**竹原信一委員**

じゃあ教えてください。同じような、これは前もって、何カ月か前に、それと年度前に申請して出すということなんですか。それとも、この審査基準というのがですね、ちょっと公正さを感じられるのかなど、皆さんもあんまり知らないんじゃないかなと思うんですよ。工場移転するときにぱっともらえるお金があるみたいな話は。どういうふうに広報しているんですか、それをまた。

**寺地企画調整課長補佐**

この要件につきましては、工場用地を取得して、補助の対象になろうとする**もの者**は当該用地を取得する日の30日までに市長と協議しなければならないということになっておりますので、次の市報には載るんですけれども、2月5日にですね、協定を交わしております。

[竹原信一委員「もうちょっと、はっきり」と呼ぶ者あり]

2月5日にですね、工場立地の協定を結んでおります。用地取得につきましてもですね、ちょっと記憶があまり定かではないんですけど、12月から1月前半で終了しております。事前にお話があつたときが11月ぐらいだったかと思っています。ですので事前に相談があつたということで、何か補助はないかということで御相談があつたので、こちらとしては今回相談を受けたということで、この要綱に則つて事業を進めているところであります。

**竹原信一委員**

じゃあ例えばですね、ほかの事業者がこういった補助金をほしいと言つたときにはどういうふうなタイミングで相談に行けばいいですか。

**寺地企画調整課長補佐**

もしですね、工場をよそからでも、同工場内でもかまわないんですけども、工場新設もしくは増設ということであれば、用地を取得する予定の日の30日前に事前に御相談いただきたいと思っております。

**竹原信一委員**

金額的に幅というのは決まっているんですか、最低から最大というのは。どういうふうになってますか。

**寺地企画調整課長補佐**

補助金の限度額としましては、総額は3千万円以内となっております。ただし、3つの柱に分かれていまして、工場等用地取得補助金につきましては2,500万円、雇用促進補助金については500万円、ソフト産業施設補助金については2,500万円以内となっております。ただし、この総額が3千万円を超えることはできないということです。

**牟田学委員長**

いいですか。ほかにありませんか。

[発言する者あり]

竹原委員、あとでそれはします。

**渡辺久治委員**

43ページ、2款1項8目13節委託料、一番下に事後評価業務というのがありますけれども、これの予算額と、もう1回内容を教えてもらえますか。

**早瀬企画調整課長**

予算額については委託料ですので、お答えはすることは差し引かえます。内容につきましては先ほども説明しましたように、阿久根市うみ・まち・にぎわい再生整備事業については社会資本整備総合交付金を活用している、この事業と言うのが市民交流センター、そして町なかの市道等の改修ということで、これについてどのぐらいの影響、交流人口等が、例えば交流センターによってどのくらいふえたかという、そういうことについて、これを評価をして国のほうに報告をする義務があるということから、専門のところこれを委託したいというふうに思って計画しているところです。

**渡辺久治委員**

その評価に対して、向こうの評価というかよくやりましたねとか、よくなかったねとか、そういう何か答えみたいなのがあるんですか。

**早瀬企画調整課長**

評価のほうがですね、一つには成果と実施過程の評価、そして効果・発現要因の整理、今後のまちづくり方策の検討、検討体制の支援、そういうところを含めて総合的に評価をしていただくということになっております。

**渡辺久治委員**

何か評価のランクとか、そういうのがありますか。

**早瀬企画調整課長**

この事業につきましては、まず市民交流センターの入場者数ということと、観光行事イベントの来場者数というのが指標となっております。市民交流センターにつきましては目標値、こちらのほうがまず基本となる従前値が平成24年で4万3,226人の利用があったと、市民会館がですね。それに対して、平成30年度で5万3,892というのを目標値にしてこれを進めてきております。また、観光行事イベントの来場者数につきましても、24年度で6万8,051人、これが10万人という平成30年度の目標値であります。一部、市民交流センターにつきましては、30年度に完成ということで、その年度にすぐには評価がでないということから31年度にかけてですね、評価をしてということになるかと思えます。

**渡辺久治委員**

はい、わかりました。もう1点お願いします。44ページの同じく19節の地域おこし協力隊起業支援200万円が出ていますけれども、これは具体的にどういうこととかわかれば教えてください。

**早瀬企画調整課長**

これにつきましては、3年間の期限内において地域おこし協力隊として来られた方々が、阿久根でそのまま自分で何かの事業を行いながらというところで支援するものでありまして、何をするとすることは今のところ具体的には伺っておりません。

**渡辺久治委員**

何をするか伺っていなくても一応出ることとなっているんですね。

**早瀬企画調整課長**

これも国のほうの補助対象事業となっておりますので、一応、そこも含めて予算化したところでもあります。

**牟田学委員長**

この際暫時休憩します。

( 休憩 14:10~14:19 )

**牟田学委員長**

休憩前に引き続き委員会を開会いたします。

初めに、企画調整課長から訂正の申し出がありましたので。

**早瀬企画調整課長**

先ほど渡辺委員のほうに地域おこし協力隊の起業支援の件で、財源としまして補助金と申しましたがこれは特別交付税のほうで措置されると、財源はですね。補助金ではなくて特別交付税での措置ということに訂正させていただきます。

**牟田学委員長**

よろしいですか。

ほかにありませんか。

**白石純一委員**

今の件なんですけれども、起業支援200万ということで、要綱によると限度額100万なんですけど、これはじゃあ100万で2名分を手当てしているという理解でよろしいですか。

**早瀬企画調整課長**

はい、100万の2名分です。

**牟田学委員長**

ほかにありませんか。

**山田勝委員**

所管が違うというけど、先ほどの中面委員が言ったグループタクシーを3月いっぱい廃止をして6月からですって、こういう話ですよ。私はね、企画課長、その間、補正でも組んでね、5月いっぱいグループタクシーを生きらせなね、非常に不親切じゃあもんわ。ゆう考げてえの、ゆう考げてくださいよ。例えば、電車が、予算が制度が変わりました、2カ月は乗らないでくださいって、電車が通りますよというと同じやあが。そうじゃなくてやっぱり制度が変わりますよ、5月いっぱいこれでいってください、6月1日からこれですって、いうふうにしないとね、これはほんとにね、行政サービスが低下する。だから、何で言うかつたら、グループタクシーについては企画課が今までしとったからね、言うわけで、補正でも組んで私は5月いっぱい前年度並みにやりますよって言わん限り、ものすごく住民サービスが低下すると思うんだが、どう思う。絶対できんとや。

**牟田学委員長**

山田委員、7月から開始だから6月いっぱいはあるということ、3カ月間。

**早瀬企画調整課長**

確かに3カ月空くということについては、その方々にはということは思っておりますが、中身自体が今まで65歳以上ということと500メートルということとで、7月以降は対象とならない人たちのところを3カ月間続けるというその辺もありまして、こちらとしてもなかなかそれを続けていくということも難しいのかなというふうには思っております。

**山田勝委員**

それはね、あなたが考えであって、実際今まで使った人がですよ、3カ月間ないんですよ。極端に言ったら3カ月間どけも行きゃんという話と同じやっでね。それはあなたの考えですか、市長がそいでもよかでそげんせいと言ったんですか。これは大事なことですよ。

**早瀬企画調整課長**

私の考えですが、実際には補助が300円ということで、その300円がないからタクシーを利用されないということにはならないというふうに思っております。

**山田勝委員**

それはね、利用することにはならないんだよ、ならないの。でもね、住民サービス、地方自治の目的はなんですか。住民の福利厚生じゃないですか、福利厚生。本質をわきまえていないから平気であなたは思うんだけど、これはあんたが、また総括で市長にね、市長、あなたの考えですかって、3カ月間廃止するのはあなたの考えですかって、補正でも組んでやっ

てくださいよって。やらない限り賛成できませんと言うだけの話やらよ。検討も何もできないんですか。これは大事なことなんですよ。今まで乗った人を、はい、次の制度はまだよかつがあつてな、3カ月はだまって我がえおつてくいやんて言われても同じですよ。

#### 早瀬企画調整課長

政策的なことになりますので、また、市長等と協議を。

#### 山田勝委員

非常に大事なことですからね、市長と話をしてください。

次に、23ページの竹原委員のですね、バイオマスのお話をいろいろされましたけれどもね、私は非常にね、あれですか、産業祭のときに足湯をさせおったあれですか。

#### 早瀬企画調整課長

産業祭のときに出して皆さん足湯を体験してもらったあの機械です。

#### 山田勝委員

私も体験しました。少ない薪です、長い間お湯をできる、これはよく見ましたよ私もね。なるほど大変だと思いますよ、それでペイさせるというのは大変だと思いますよ。でも、薪をね、燃料ですよ、燃料が薪だったとしたら、例えば簡単に入手できるじゃないですか。今はまだ普及品じゃないからプラントをつくるのに金がかかりますよと言ったとしてもですね、もうちょっと普及品になったらいいよねという部分も私はあります。だから、そうしつときに、ことしの冬、去年の11月、12月からですね、3月、4月までの間に重油でハウスをたいてですね、農産物をつくる、あるいはハウスミカンをつくるという人が多いんですよ。その重油代にね、ほんとに皆さんびーびーびーびーしてますね、重油代にですよ。ですから、もしそれに使うことができたなら暇な時間時間を見てですね、自分の山からとってくればいいという話ですからね、薪は。もうちょっと画期的になるがなと思うんですが、そういう部分についての利用について、行政の立場から何とか協力できないんですか。

#### 早瀬企画調整課長

確かに山田委員が言われるとおり、目標の最終的なところは市内各地でそういうものの活用が図られることで、実際にハウスをされている方々でも忙しくないときにはですね、自分のところの山で実際には木材がとれるわけですから。それと森林組合等の間伐におきましても必要な部分だけを木材に使うというようなこともありますので、とにかく資源としていろんな方々がそれによってお金を得ることができるような仕組みの中で、このハウスの方々も安い形でそれが利用できるよになればいいというふうに思っております。

#### 山田勝委員

私はな、施設設備費の問題はな、かかると思いますよ、それはね、まだ。テレビも同じで最初はわざわざ高かったわけやっで、今は安くなったどん。だから、そういうふうになるまでの間にね、やっぱり国か、あるいは自治体が補助をして、あるいは何か施設設備費についてして、あと薪についてはね、もう今は山で処分するのにみんな大変じゃないですか。自分の周りにある薪をね。それは暇な時期に入手できるような量だと私は思いますよ、あの機械だったら。だから、そちらにね、目を向けてあなた方もしたら、また喜ばれると思うんですよ。今度はほんとに市民から、関係者から喜ばれると思うんですが、そういう道はないの。

#### 早瀬企画調整課長

当然ながら森林のほうで作業をされる方々、自伐林業であつたりとか、そういう人たちも供給先を当然今後このプール以外につくらないといけないということもあるかと思えます。ですから、相互でそういうことが成り立っていけば、安い形でハウスへの熱供給もできていくのかなと思ってますので、その辺についてはまずは森林関係のそういう森林組合であつたりとか、あとは木材の利用者ですね、それと地域でそういうのにかかわりたい方々を集めて、それとハウスの方々を含めて話をしていけば、解決策と言いますか、いい方向に行くと思えます。

#### 山田勝委員

そげん難しく考えんで、問題は施設設備費を何とかしてくるうかというこっじゃつとよ。施設設備費を何とかしてくれさえすればしてみって言わあ人も出てくって。そんな難しいことをだらだらだらだら長くしゃべることはない、施設設備費を何とか私たちもしましょう、一緒にしましょうって言えばいい話やらよ。そういうふうに言えばいい話、あんたが答弁すれば。

#### 早瀬企画調整課長

そういう補助制度も含めて、やっぱり地域全体がうまく地域資源として薪が使えるような形をみんなで考えたいと思います。

#### 山田勝委員

地域全体で考えって、あなたたちはこうして困っている人がいるんだが、今、結果としてあんたが言うようなことかも知れませんよ。でも施設設備費について、ちゃんとお手伝いできるかっていう話をすっこいじゃらよ。その次はいらない、そういう制度があります、私たちが勉強してそういう制度もって何とかしますがって言うとならそれでいいですよ。でも、

#### 牟田学委員長

山田委員、今度のこれで実績ができて、そこ辺りの期間も必要ではないですか。

#### 山田勝委員

その次のことを僕は言うんですよ。だからやります、わかりました、勉強します、頑張りますと言うか言わんかって、言わんでもて言うとかいやらよ、おや。

#### 早瀬企画調整課長

そういう補助制度も含めて我々も勉強させていただきたいと思います。

#### 山田勝委員

そうしてください。

#### 牟田学委員長

いいですか。ほかにありませんか。

#### 山田勝委員

台湾のね、善化区のことなんです、あそこに行かれる、  
[発言する者あり]

42ページでしたね。旅費が確か、本会議では277万とかという話があって、現実には、例えば、現実には1人幾らかかって、具体的にどういふのをやってですね、今後どういふものを目指してるんですか。

#### 尾上地域振興係長

台湾までの1人当たりの旅費につきましては、そのときどきの単価が増減するかと思いますが、概ね10万から15万ぐらいの費用かなというふうに考えております。今後の交流の流れについては、今年度予算計上しておりますけれども、青少年交流事業ということで、中高生の相互間交流というのを進めていけないかというふうに考えております。現在ですね、4月末に友好交流協定を締結するというので今協議を進めている中でですね、台湾のほうに行ったときに観光プロモーションができないかというふうなお話もいただいております。その中で阿久根市を宣伝をして、どんどん阿久根市に旅行する方々をふやしていけないか、それから特産品、そういうものの販売等々ができるかということも今後進めていけないかというふうに考えております。

#### 山田勝委員

せっかくにね、せっかくするんだから、単に行って人があっちこちするだけじゃなくてですね、物的な交流も出てきないとね、そして初めて行った価値を認めるじゃないですか。利益が上がった、それは双方ですよ、向こうもこちらも。そういうところまで踏み込まないと私はね、価値はないと思いますよ。そこまで行って勉強してください。

#### 牟田学委員長



いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第23号中、企画調整課所管の事項について審査を一時中止いたします。

(企画調整課退室、税務課入室)

## 牟田学委員長

次に、議案第23号中、税務課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

## 川畑税務課長

議案第23号のうち税務課所管に係る歳入歳出予算について、歳出予算の主なものから御説明いたします。予算書の50ページをお開きください。

第2款総務費2項徴税費1目税務総務費の当初予算額は6,923万7千円で、前年度と比較し342万円、5.20%の増となっており、内訳の主なものは2節給料3節職員手当等4節共済費で、職員12人分の人件費であります。次に、2目賦課徴収費の当初予算額は3,065万6千円で、前年度と比較し47万円、1.56%の増となっております。

内容の主なものについて御説明いたします。1節報酬628万9千円は、1月から3月の給与支払報告書電算入力業務の時間外勤務に対する総務課嘱託員3人への報酬7万2千円と、市税等収納嘱託員1人、税務窓口事務等嘱託員2人、滞納整理事務指導員1人の雇用に伴う人件費であります。4節共済費84万9千円は、市税等収納嘱託員1人、税務窓口事務等嘱託員2人、課税事務補助臨時職員1人の雇用に伴う社会保険料であります。7節賃金33万1千円は、課税事務補助臨時職員1人の賃金であります。8節報償費は、市税の取りまとめに対する各区などへの納税報奨金500万円であります。9節旅費84万8千円は、市外出張徴収、固定資産税評価実務研修会の旅費及び嘱託員、臨時職員の交通費であります。11節需用費260万2千円は、納付書や納付書送付用窓あき封筒などの印刷費用が主なものであります。12節役務費511万5千円は、郵便料、電話料、金融機関収納手数料及び預貯金調査金融機関手数料が主なものであります。

51ページに移ります。13節委託料13万5千円は、平成30年度標準宅地時点修正率算定業務にかかる委託料であります。14節使用料及び賃借料149万8千円は、電子申告、年金特別徴収及び国税連携に係る地方税電子申告支援サービス使用料と、軽自動車検査情報提供サービス利用料が主なものであります。19節負担金補助及び交付金98万9千円の内訳は、資産評価システム研究センター正会員費7万5千円、地方税電子化協議会等の運営負担金34万4千円、出水たばこ販売協同組合たばこ消費事業に対する負担金19万7千円、会議出席負担金6万6千円、地方税共通納税システム対応の導入に伴う基幹システム改修負担金28万7千円及び阿久根市青色申告会への補助金2万円であります。23節償還金利子及び割引料700万円は、法人市民税の確定申告による予定納税分等の過納金の還付金及びその加算金などであります。

以上で、歳出の説明を終わります。引き続き歳入予算の主なものを御説明いたします。予算書の2ページをお開きください。まず、市税の総括的なことから御説明いたします。市税は、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税の5税目で、平成29年度収入見込額等から計上しました30年度の総額は18億6,001万3千円であります。これは前年度に比べ3.53%、6,333万5千円の増で、歳入総額に占める構成比率は前年度より1.16ポイント減の15.16%であります。

それでは税目ごとに御説明いたします。17ページをお開きください。1款市税1項市民税1目個人は、5億7,952万5千円で前年度に比べ1,128万1千円の増であります。増額の主な理由は、所得の増加見込によるものであります。2目法人は、9,833万1千円で、前年度に比べ142万9千円の増となります。次に、2項固定資産税のうち、土地、

家屋、償却資産に係る純固定資産税である1目固定資産税の29年度収入見込額等から推計した予算額は、9億587万1千円で前年度に比べ4,093万9千円の増であります。30年度は3年に一度の評価替え年度に当たり、土地と家屋の評価額は減少となりますが、29年度収入見込みが当初予算比1億円程度増加見込みのため、29年度見込みから推計する30年度当初予算も前年度当初予算比で増額見込みとなるものです。2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、1,518万円で前年度と同額であります。3項軽自動車税は、8,400万9千円で、前年度に比べ240万7千円の増額を見込んでいます。4項市たばこ税は、1億7,642万7千円を計上しました。29年度実績から推計したもので、前年度当初予算比708万8千円の増を見込んでいます。なお、たばこ税の旧3級品については、30年4月分から千本当たり645円の増額になります。6項入湯税は、67万円であり、宿泊、休憩者合せて入湯客数4,505人で、前年度に比較し19万1千円増を見込んでいます。

次に18ページをお開きください。第3款利子割交付金は、前年度と同額の100万円です。利子割は預貯金の利子等に課税され、県に納入される県民税利子割額のうち5分の3が個人県民税の額に応じて市町村へ交付されるものであります。第4款配当割交付金は、270万円で前年度に比べ130万円の減であります。配当割は上場株式等の配当等に課税され、利子割同様5分の3が県から市町村へ交付されるものであります。第5款株式等譲渡所得割交付金は、前年度と同額の200万円です。株式等譲渡所得割は源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡所得等に課税され、利子割同様5分の3が県から市町村へ交付されるものであります。

次に22ページをお開きください。第12款使用料及び手数料2項手数料1目総務手数料2節徴税手数料241万5千円は、納税証明など各種証明書及び市税督促手数料であります。

次に27ページをお開きください。第14款県支出金3項委託金1目総務費委託金2節徴税費委託金2,623万2千円は、市が個人県民税の賦課徴収に係る事務を行うための徴税取扱費として県から市に交付されるものであり、個人の県民税に係る納税義務者数に3千円を乗じた額を見込んだものであります。

次に31ページになります。第19款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目延滞金については、150万2千円を見込んでいます。

歳入の主なものについての説明は以上のとおりですが、貴重な自主財源である市税の収入率向上のために、引き続き給与・預貯金調査などの財産調査の強化、搜索、差押え等の滞納処分の徹底と合わせ、公平・公正な課税により、納税者の方々の理解を得ることに努めています。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

**牟田学委員長**

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**竹原信一委員**

前の年に比べて、

**牟田学委員長**

何ページですか。

**竹原信一委員**

17ページ辺りですね、歳入の全般的なことなんですけれども、市税とか、固定資産税とか、上がってくるという見込み、原因とか理由はどの辺にあると判断したらいいんですか。

**川畑税務課長**

30年度の見込額については、29年度実績、予算の要求をしましたのが11月ごろでありましたので、その時期の29年度実績に基づいて推計するわけですが、29年度当初に比

べて市税で申しますと、個人住民税につきましては、所得が決定するのが6月であります、昨年度の推計、当初予算見込みより所得が上がったため、29年度の税額も上がってまいりました。そこから推計しました30年度ですので、29年度実績よりは人口等も減りますので下がる見込みであるんですが、29年度の当初予算とすると上がることになります。固定資産税にしても同じでありました。29年度の実績とすると下がるんですけど、29年度当初と比較すると上がってくるようになります。

#### 竹原信一委員

上がってくる見込みだと考えていますでしょうけれども、どうもその計算のやり方と今まではあってきたんですかね。今、私などから見るとこれから税金は上がる、景気は下がる、上がる見込みなんかほとんどないような、実感としてはですよ。あなた方が今までやってきたその同じやり方というのはいつも当たってきたんですか。見込みが。

#### 川畑税務課長

通常、税の見込みにつきましては、歳入不足になるといけませんので、若干抑えめの見込みでいるため毎年実績としては少し上がるぐらいになります。

#### 白石純一委員

17ページ、一番下の市税、1款6項入湯税ですけれども、前年に比べて19万1千円、率にすると40%増とかなりの増加で、入湯税というのは宿泊する場合150円ですか、宿泊しない場合が50円だと思いますけれども、そうしたときに平均、多分宿泊しない方のほうが多いと思うんですけれども、来年度に向けて4割もふえるような要素というのはあるんでしょうか。

#### 川畑税務課長

入湯税につきましては、グランビュー阿久根が昨年3月末までで閉鎖になったため、27年度までは250万とか、それくらいあったんですけれども、昨年の推計時にグランビューが閉鎖されるということで若干抑え目に見込みました。それが47万9千円であったわけですが、そこが若干実績としては上がってきたため、29年度が47万9千円に対し、見込みが86万円ほどになる見込みです。そこから推計して、どんどん人口も減りますので、30年度はそれより少なく見込んでいるんですが、29年度はグランビューの影響があったため抑え目に見込んだため、実績としてはかなり上がったため、30年度も上がることになりました。

#### 牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第23号中 税務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(税務課退出、市民環境課入室)

#### 牟田学委員長

次に、議案第23号中、市民環境課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

#### 石澤市民環境課長

先の本会議において、予算委員会に付託となりました議案第23号 平成30年度一般会計予算における市民環境課、三笠支所、大川出張所所管分の主なものについて御説明いたします。

まず初めに、予算書の9ページをお願いします。第3表地方債であります。上から6行目 小型合併処理浄化槽設置事業、そして1行おきまして、塵芥処理施設整備事業でございます。それぞれの事業について、起債により事業費の一部に充てようとするものでございます。次に、予算に関する説明書により歳出から御説明いたします。

予算書の46ページをお開きください。上から2番目、2款1項15目諸費11節需用費につきましては、自衛官募集事務に係る経費であります。本年度も自衛隊の意義を十分に鑑み、引き続き自衛隊鹿児島地方協力本部薩摩川内出張所広報官及び募集相談員と連携を図りながら募集広報活動に協力してまいります。

次に、51ページをお願いいたします。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の本年度予算は、4,670万3千円であり、前年比638万円の減額であります。以下、各節ごとに主なものを説明いたします。1節報酬から4節共済費までは、職員5名分の人件費と窓口嘱託職員4名分の人件費であります。8節報償費は誕生証書代であります。

次のページになります。13節委託料は個人番号カード裏書システム保守料であります。19節負担金補助及び交付金の516万9千円の主なものは通知カード・個人番号カード関連事務交付金であります。

次に、60ページをごらんください。3款1項4目国民年金費であります。本年度予算は、828万4千円であり、前年比28万6千円の増額であります。2節、3節、4節につきましては、職員1名の人件費でございます。19節負担金及び交付金のシステム改修負担金は、国民年金に係るシステム改修負担金でございます。

次に、70ページをお願いいたします。4款1項4目環境衛生費であります。本年度の予算は、3,941万7千円であり、前年比697万2千円の減額であります。1節報酬180万4千円は、環境審議会委員14人分の委員報酬8万3千円と、不法投棄等監視・指導嘱託員1名の報酬175万1千円であります。4節共済費と7節賃金は、嘱託職員と臨時職員の人件費であります。臨時職員1名につきましては、引き続き雇用する事業所ごみ分別対策事業に係る臨時職員の賃金です。8節報償費はごみ減量推進協議会委員の出席謝金です。11節需用費72万円は、事務関係消耗品が主なものでございます。12節役務費40万9千円の主なものは、6共同水道において実施する51項目の水質検査料です。13節委託料62万5千円ですが、潮見ヶ丘墓地の浄化槽管理業務と清掃業務委託料及び各区の墓地において処理ができない大木等に関する墓地樹木伐採委託が主なものであります。次の、19節負担金補助及び交付金3,365万4千円は、小型合併処理浄化槽設置整備事業に係る補助金が主なものです。内訳としまして、5人槽が77基、7人槽が14基、10人槽が2基の計93基と単独浄化槽の撤去10基分計103基分であります。

次に、5目公害対策費71万1千円の主なものは、13節の委託料70万1千円であり、市内の19河川、26カ所について、5項目の水質検査業務委託と県の事務権限移譲事務でございます自動車騒音常時監視調査業務です。

次のページをごらんください。7目葬斎場管理費です。2,380万7千円になります。前年比252万4千円の増額であります。増額の主なものといたしまして、葬斎場個別施設計画策定業務を予定いたしております。これは、葬斎場が竣工後20年を経過したことから、施設の長寿命化計画を策定し、葬斎場の長寿命化を図るとともに、安全・安心な施設利用を図るために計画策定するものでございます。次に、各節ごとの説明です。11節需用費278万8千円の主なものは、非常用発電機充電器取り替え、非常用発電機蓄電池取り替え及び1号炉の再燃炉耐火材修繕であります。13節委託料2,099万6千円は、指定管理者による葬斎場の管理業務委託料と、先ほど申し上げました葬斎場個別施設計画策定業務であります。次に、4款2項1目清掃総務費207万9千円あります。主なものは次のページになりますが、19節負担金補助及び交付金の206万5千円です。これは循環型社会形成推進助成金として、資源ごみ、いわゆる有価物の売上げの一部を各区の衛生自治会に対し、198万1千円補助するものであります。また、生ごみ処理機の購入助成として、電動生ごみ処理機、生ごみ処理機と水切り容器の3種、8万4千円を補助するものです。なお、本年度も、あらゆる機会を通じてごみ減量化対策を積極的に推進していきたいと考えております。

次に、2目塵芥処理費5億608万6千円あります。前年比1億2,436万6千円の増額であります。増額の主なものは、北薩広域行政事務組合への負担金でございます。次に

各節ごとの説明でございます。8節報償費347万6千円は、分別収集の指導立会いなどをしていただく環境美化推進員に対する謝金で、月額2,500円の118人分と同推進員の研修時の出会謝金でございます。次の、11節需用費の1,496万5千円は、8種類の市の指定ごみ袋の購入費が主なものであります。13節の委託料1億3,578万8千円は、説明欄にありますように、資源ごみ再商品化業務ほか8件の業務委託費であります。生ごみ堆肥化事業につきましては、可燃物の環境センターへの搬入量が事業実施前の平成25年度と今年度と比較しますと、2月末現在で約1,200トン削減されています。このことから生ごみ堆肥化事業はごみ減量化に対して確実に成果がある事が実証されております。平成30年度におきましては、さらなる事業の普及促進を図ることを重点的に取り組んでいきたいと考えております。また、生成された堆肥の利用方法についても、今後検討が必要かと考えております。次に、19節負担金補助及び交付金3億4,843万7千円は、北薩広域行政事務組合に対する負担金であります。内訳として、塵芥処理費の環境センター可燃物分が、3億2,714万6千円で、リサイクル処理費の不燃物・粗大ごみ分が2,129万1千円あります。なお、塵芥処理費の中で、新焼却場に係る負担金は2億4,878万1千円でございます。

次に、3目し尿処理費の5,848万4千円も、北薩広域行政事務組合に対する負担金であります。

以上で歳出についての説明を終わります。

次に、歳入について、御説明をいたします。20ページにお戻りください。12款1項3目の衛生使用料161万9千円のうち、当課所管分は墓地等占用料1万8千円と葬斎場の使用料160万円であります。なお、火葬の見込みとして、市外居住者を5件、市内居住者を370件、その他を10件、計385件を見込んでおります。

次に22ページをお願いいたします。12款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料1,055万円は、戸籍謄抄本を初めとする諸証明、印鑑証明及び住民票等の交付手数料であり、本庁927万5千円、三笠支所114万2千円、大川出張所13万3千円を予定しております。3目衛生手数料1,717万3千円のうち、2節清掃手数料1,653万9千円が当課の所管分であり、8種類の市の指定ごみ袋の一般廃棄物処理手数料であります。

次に、23ページをお願いします。13款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金のうち、当課所管分といたしましては、個人番号カード交付事業費補助金の502万7千円あります。

次のページをお願いします。3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金のうち当課所管分は、小型合併処理浄化槽設置整備事業費1,111万8千円ありますが、小型合併処理浄化槽設置と単独浄化槽撤去を含む103基分に係る国の補助金であります。次に13款3項1目総務費委託金18万2千円は、1節総務管理費委託金で自衛官募集事務費2万3千円と2節戸籍住民基本台帳費委託金で中長期在留者住居地届出等事務費15万9千円あります。次に、2目民生費委託金1節社会福祉費委託金419万9千円は、年金等の事務に係る国民年金事務費交付金であります。

次に、26ページをお願いいたします。14款2項3目衛生費県補助金3,491万5千円のうち、当課所管分としまして、小型合併処理浄化槽設置整備事業費878万3千円と、環境保全対策事業費2,502万8千円です。小型合併処理浄化槽設置整備事業費については、小型合併処理浄化槽設置と単独浄化槽撤去を含む103基分です。環境保全対策事業費につきましては、海岸漂着物対策推進事業に係る補助金でございます。この事業の補助率は8割でございます。

次のページをお願いいたします。下段になります。14款3項1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳費委託金29万4千円は、人口動態調査事務費が3万7千円、そして、旅券事務に関する市町村権限移譲交付金25万7千円あります。

次のページをお願いします。中ほどになります。3目衛生費委託金の36万9千円は、市

町村権限移譲交付金であり、鹿児島県ウミガメ保護条例に係るもののほか浄化槽設置等の届出受理、維持管理指導等、浄化槽に関する事務、調理師法に関する事務及び化製場等に関する法律に関する事務の権限移譲交付金であります。

次に、32ページをお願いいたします。19款5項4目20節雑入のうち雇用保険料につきましては、市民環境課において雇用する嘱託・臨時職員8名分でございます。

次のページをお願いいたします。上から12行目、資源ごみ有価物売払代486万1千円ですが、これはアルミ、スチール缶及び段ボール・新聞等のほかトレイ、ペットボトル、計6品目の売払い代金を見込み計上したものでございます。

次のページをごらんください。最上段になります再商品化合理化拠出金が8千円であり、次に1行あけて有償入札拠出金が14万円あります。下から5行目、有料広告料はごみ袋に広告を記載しており、その料金でございます。次に、20款1項3目衛生債2億6,280万円ですが、当課所管分いたしまして103基の小型合併処理浄化槽設置事業補助の財源として、国・県の補助金を除く残額を県の市町村振興資金を活用し、充当率90%で1,210万円を借入れるものです。次に、塵芥処理施設整備事業債でございますが、過疎債を利用いたしまして、充当率100%で起債対象分、2億4,680万円を借り入れるものでございます。

次に、三笠支所、大川出張所分について、歳出から御説明いたします。

44ページをお開きください。2款1項9目支所及び出張所費は、439万6千円であります。内訳としまして、1節報酬、4節共済費は、支所、出張所それぞれ1名ずつ採用する嘱託職員に係る人件費です。11節の需用費10万8千円は、一般事務用品、灯油代、校区行事への祝い品等であります。12節役務費11万2千円は、主に電話料であります。

次に、歳入について御説明いたします。22ページをお戻りください。先ほど説明いたしました12款2項1目3節の戸籍住民基本台帳手数料の中で、三笠支所が114万2千円、大川出張所が13万3千円となります。

以上で、平成30年度一般会計予算の説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

#### **牟田学委員長**

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

#### **白石純一委員**

70ページ、4款1項4目1節報酬で、不法投棄等監視・指導嘱託員1名がおりますけれども、先日の一般質問で取り上げました環境美化条例の中に、ごみ等の投棄に対する勧告、改善命令、罰金等の処置をできるとあるんですけども、この嘱託員はそういったことも職務に含まれるんでしょうか。

#### **石澤市民環境課長**

この嘱託員の職務といたしまして、まず市内を巡回いたしまして、そういうところがないのかの確認をしまして、あつてときには事務所に連絡をして、あとは事務所で対応するというので、そういった巡回業務が主なものでございます。

#### **白石純一委員**

そうすればそういう方がごみがあまりにも多く投棄されているということを拝見する機会があると思うんですけども、そういったところで今まで勧告、命令、罰金等は一切条例制定後20年近くですか、なかったというのは、本当に嘱託員の仕事を有効に活用されているのかどうか疑わざるを得ないんですが、そこは今後どうされますか。

#### **石澤市民環境課長**

その件につきましてはですね、まず場所がわかればですね、投棄したものが誰であるかの確認をできたものについては行います。そして、まず口頭により注意を行います。それでもきかない場合が環境美化条例の罰則のほうに移っていくということになります。ほぼですね、

そちらの人間が特定できるということがなかなか難しい状況にあります。以上であります。

**白石純一委員**

捨てた方が特定できるのであればですね、口頭ではやる意味が私はないと思います。文書で、この前の事故の件もそうでしたけれども、文書でやらなければしたという事実さえ本人にも残らないわけですから、そこは改善はするおつもりはないでしょうか。

**石澤市民環境課長**

その件についてはちょっと検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

**牟田学委員長**

いいですか。

**白石純一委員**

よろしくをお願いします。

**牟田学委員長**

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第23号中、市民環境課所管の事項について審査を一時中止いたします。

(市民環境課退出)

**牟田学委員長**

お諮りいたしますが、時間もまだありますので、福祉課までいきたいと思いますが、委員の皆様はいかがですか。待機をしておりますので。それでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

では、暫時休憩後に行います。

休憩いたします。

( 休憩 15 : 13 ~ 15 : 25 )

(福祉課入室)

**牟田学委員長**

休憩前に引き続き委員会を開会いたします。

次に、議案第23号中、福祉課所管の事項について、課長の説明を求めます

**山元福祉課長**

議案第23号、平成30年度阿久根市一般会計予算中、福祉課所管の主な内容について御説明申し上げます。

まず、9ページをお願いいたします。第3表地方債であります。上から5行目、災害援護資金貸付金は、起債により事業費の一部に充てようとするものであります。

それでは、歳出予算から御説明申し上げます。56ページをお開きください。第3款1項1目社会福祉総務費は、前年度比1億6,963万2千円の減額となっております。これは、健康増進課所管分の28節繰出金の減額が主な要因であります。2節給料から4節共済費までは、課長、福祉係職員5名、介護長寿課高齢者対策係職員3名の計9名分の人件費であります。13節委託料は、社会福祉法人指導監査実施事業コンサルティング業務に係る費用であり、本年度は2法人での実施を予定しております。19節負担金補助及び交付金は、市社会福祉協議会への補助金ほか、説明欄に記載の各種団体等への負担金及び補助金であります。次に、2目心身障がい者福祉費は、前年度比6,839万1千円の増額となっております。これは、障がい者の福祉サービスに係る20節扶助費の増額が主な要因であります。1節報酬は、障害福祉サービス等の必要の度合いを示す障害支援区分の認定調査業務や重度心身障害者医療費助成に関する業務などの障害福祉サービスに係る業務に従事する嘱託職員1名分

の報酬を計上しました。

57ページに移ります。13節委託料は、子ども発達支援センターこじかの運營業務委託など、説明欄に記載の8件分であります。19節負担金補助及び交付金は、障がい者団体等への負担金及び補助金、58ページに移りまして、グループタクシー利用促進事業に代わる新たな事業として、高齢者や障がい者などの日常生活における移動を支援する生活支援型タクシー利用促進事業のうち、障がい者利用分の助成に係る費用が主なものであります。20節扶助費は、前年度比6,700万円余りの増額であります。障がい者の福祉サービスに係る費用であり、6行目の生活介護費、59ページ3行目の障がい児通所支援費などの増額が主な要因であります。生活介護サービスとは、在宅で常時介護が必要な障がい者を対象に、施設において、入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動の支援を行うもので、昨年度から8名増となる99名分を見込んで増額したものであります。また、障がい児通所支援費につきましては、放課後等デイサービス事業所がふえたことによる利用者の利用日数の増加等を見込んだものであります。

61ページをお開きください。次に、6目地域福祉対策費25節積立金は、科目設定によるものであります。次に、2項1目児童福祉総務費は、前年度比238万3千円の増額であります。1節報酬は、家庭相談員2名分の報酬及び子ども医療費助成事業やひとり親家庭医療費助成事業、児童手当、児童扶養手当などにかかる一連の事務手続や窓口業務などの児童・母子福祉サービスに係る業務に従事する嘱託職員1名分の報酬を計上しました。2節給料から4節共済費までは、児童対策係職員3名と子育て支援係職員2名、計5名分の人件費などであります。

62ページをお開きください。8節報償費につきましては、不登校や引きこもりの子供たちを対象とする学校や仕事に行けない子の居場所づくり事業に係る謝金や、出生祝い商品券事業に係る費用が主なものであり、出生祝い商品券事業につきましては、第1子50人、第2子42人、第3子以降35人の計127人分を計上しております。20節扶助費は、子ども医療費助成事業について、対象者を18歳まで拡充することとしており、前年度比で約500万円を増額する一方、平成29年度の事業実績に基づき、児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成などを減額しております。

63ページに移ります。次に、2目児童措置費は、児童手当であります。前年度比612万円減の、2億8,762万5千円を計上しております。次に、3目保育所費は、みなみ保育園の運営経費であります。前年度比606万1千円の増額は、保育士嘱託員の月額報酬の増額及び臨時保育士に係る賃金の増額が主なものであります。1節報酬は、看護師嘱託員1名、給食嘱託員2名、保育士嘱託員12名分であり、このうち、保育士嘱託員の処遇を見直し、報酬を月額1万円引き上げて、計上しております。2節給料は、園長と主任保育士の2名分であります。7節賃金は、臨時の保育士及び給食調理員分であり、保育士について、臨時保育士2名分の賃金として、延べ488日分、前年度比で371万6千円を増額し、予算計上しております。

64ページをお開きください。17節公有財産購入費は、給食室の電気式食器消毒保管庫の購入に係る費用であり、18節備品購入費は、調理室配膳用折りたたみ式ワゴン2台の購入に係る費用であります。次に、4目児童館費は、主に放課後児童クラブの運営経費であります。13節委託料は、9クラブの運営に係る費用が主なものであります。14節使用料及び賃借料は、第2阿久根学童クラブの施設の借上料が主なものであります。次に、5目保育施設運営費は、前年度比1,169万3千円の増額であり、保育施設の運営に係る20節扶助費の増額が主な要因であります。

65ページに移ります。19節負担金補助及び交付金の保育対策等促進事業は、各保育園で実施する延長保育、障がい児保育、一時預かり事業に係る補助金であります。20節扶助費は、私立保育園の保育所運営費であります。市内の私立保育園5園、認定こども園2園と、継続して広域入所が見込まれる市外保育園分を計上しました。次に、3項1目生活保護総務



費は、前年度比192万円の減額であります。8節報償費は、新たに、生活が困窮する世帯の子どもたちを中心に、学習の補助や学習への動機づけを支援する子どもの学習支援事業に係る謝金として60万円を計上しました。

66ページをお開きください。13節委託料のうち、生活困窮者自立相談支援事業は、生活保護に至る前の生活困窮者に対する相談支援や就労支援など、自立に向けた包括的な支援を行うものであります。19節負担金補助及び交付金は、生活保護業務に係るシステム改修に係る負担金が主なものです。20節扶助費の生活困窮者住居確保給付金は、離職により住居を喪失、またはその恐れのある65歳未満の生活困窮者を対象に、原則3カ月間、生活保護の住宅扶助基準に準拠した額を上限として家賃を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うものであります。2目扶助費は、生活保護受給者に対する扶助費であります。前年度比622万8千円の減額は、生活扶助の減が主な理由であります。平成29年1月時点の保護世帯数は140世帯、173人でありましたが、平成30年1月時点では126世帯、162人と、14世帯、11人の減少となっております。今後も、保護の適正実施を基本に、生活保護者の自立へ向けた支援に努めてまいります。次に、4項1目災害救助費20節扶助費は、国の災害救助法に基づく災害見舞金であり、市内で5世帯以上の住居滅失があるような大規模な自然災害等により、その世帯の生計維持者が死亡した場合に災害弔慰金として500万円、著しい障害を受けた場合に災害障害見舞金として250万円を支給するものです。また、単独事業分は、死亡見舞金30万円のほか、住家の全焼・流失・全壊・半焼・半壊・床上浸水等に対する見舞金であります。

次に、125ページをお開きください。第13款1項1目災害援護資金貸付金21節貸付金は、災害救助法の適用となる災害が発生した場合で、世帯主が重症を負った場合や、住居の全壊や半壊等があった場合、申込みにより貸付を行うものです。

次に、歳入について御説明いたします。19ページをお開きください。第11款2項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管分は、心身障害者扶養共済の本人負担分であります。2節児童福祉費負担金の主なものは保育所運営費であり、公立及び私立保育園の入所児童に係る保護者負担金で、いわゆる保育料であります。なお、認定こども園については園において徴収します。

23ページに移ります。第13款1項2目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金は、説明欄記載の事業に対しての負担金であり、前年度に比べて約3,600万円の増額となっております。これは介護給付費や児童発達支援事業費等の増額が主なものです。2節児童福祉費負担金のうち、保育所運営費は、私立の保育所運営費に係る2分の1の国庫負担分であり、前年度に比べて約2,100万円の増額となっております。児童扶養手当は、国庫負担が3分の1、児童入所施設措置費の国庫負担は2分の1であります。3節児童手当給付費負担金は、児童手当に係る国の負担金であります。4節生活保護費負担金の主なものは、生活保護費に係る国庫負担金で、負担率は4分の3であります。また、生活困窮者自立支援事業負担金につきましても同率の負担率であります。

24ページをお開きください。次に、2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金のうち、福祉課所管分は日常生活用具給付などの地域生活支援事業費に対する国庫補助2分の1であります。2節児童福祉費補助金のうち、子ども・子育て支援交付金は、延長保育、一時預かり事業、放課後健全育成事業、地域子育て支援拠点事業等の国庫補助金であります。3項2目民生費委託金2節児童福祉費委託金は、特別児童扶養手当事務費であります。

25ページに移ります。第14款1項2目民生費県負担金1節社会福祉費負担金のうち、保険基盤安定拠出金を除いたものが福祉課所管分であります。主に障がい者自立支援事業に係る介護給付費、訓練等給付費や児童発達支援事業費などの各事業に充当するもので、県負担は4分の1であります。2節児童福祉費負担金は、私立保育園の運営費及び児童入所施設措置費に充当するもので、県の負担は4分の1であります。3節児童手当給付費負担金は、

児童手当に係る県負担金であります。4節生活保護費負担金のうち、行路病人医療費は全額県負担、居所不明者分扶助費は、国が4分の3を負担し、県が残り4分の1を負担するものであります。6節災害救助費負担金は、災害見舞金に充てるもので、県負担は4分の3であります。

26ページをお開きください。2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金では、重度心身障がい者医療費助成事業費が主なものであります。県の補助率は2分の1であります。2節児童福祉費補助金のうち、子ども・子育て支援交付金の補助率は3分の1、乳幼児医療費助成事業費ほか2事業の補助率は2分の1であります。

28ページをお開きください。3項3目民生費委託金1節社会福祉費委託金のうち、福祉課所管分は、社会福祉統計調査事務費及び戦没者弔慰金に係る特別給付金等支給事務市町村交付金であり、2節児童福祉費委託金は、母子等の福祉に関する事務の市町村権限移譲交付金であります。

29ページに移ります。第15款1項2目利子及び配当金のうち、説明欄の上から10行目の地域福祉基金が福祉課所管分であり、平成29年度末の基金残高見込みは7,236万4,384円であります。

32ページをお開きください。第19款5項4目雑入2節団体支出金のうち、福祉課所管分は、国保連合会障害児給付費交付金であり、子ども発達支援センターこじかに係る交付金であります。20節雑入のうち、延長保育事業利用料から、保育所職員給食費負担金までは、みなみ保育園での事業に係るものです。相談支援事業他団体負担金は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として長島町と共同実施しているもので、長島町の負担金を受け入れるものであります。地域活動支援センター事業他団体負担金につきましても、社会福祉法人黒潮会に委託して長島町と共同実施しているもので、長島町の負担金であります。

33ページに移ります。生活保護法返還金及び徴収金は、生活保護の扶助費に係る返還金であります。

34ページをお開きください。第20款1項2目民生債5節災害援護資金貸付金債は、大規模災害発生時に対応するものであります。

以上で、福祉課の所管に関する説明を終わりますが、質疑につきましては、私、課長補佐又は係長からお答えさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### **牟田学委員長**

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

#### **中面幸人委員**

ページ数で言えば58ページですね、3款1項2目19節の生活支援タクシー利用促進事業についてですが、これは福祉課とあと介護長寿課にまたがってるので、以前、資料をお願いしとったんだけど、何か行き違いで何かできていないということだから、早急にですね、要綱等ができていないはずだから、そういうのを見ないと口頭だけではよく聞き取れないので、早急に請求をお願いします。

[発言する者あり]

間に合わないようであれば、介護長寿課のほうで説明を聞いてどうかな、いいのかな、それで。

#### **牟田学委員長**

いいですか。

#### **中面幸人委員**

間に合うごととしてください。

[発言する者あり]

#### **牟田学委員長**

休憩に入ります。

( 休憩 15:48~15:52 )

**牟田学委員長**

休憩前に引き続き委員会を開会いたします。

**西田数市委員**

58ページ、3款1項2目19節、下から2番目の地域づくり活動支援事業、今現在1団体が申込みしてますよね。上限20万となっておりますけど、この上限20万はですよ、申し込むときに12カ月の計画表を出して補助が出るわけですよね。でも、聞いてみたらこれもだめ、あれもだめって削られて3万かそのくらいしかもらえないという状態だから、どういうのが条件になっているんですか。

時間かかるようであれば、あとで日を改めて行きますから。

**牟田学委員長**

あとで資料でいいですか。

**西田数市委員**

時間食いますから。

**牟田学委員長**

説明をもらってください。

**山元福祉課長**

これにつきましては、補助対象といたしましては、地域づくり活動活性化事業補助金ということで、ソフト事業の部分に関しましては、補助対象の経費といたしましては食糧費ですとか、需用費、消耗品関係、それから役務費、賃借料ですとか報償費、備品購入費、こういったものが対象になってるんですけども、上限は20万円ということになってるんですけども、このうち食糧費ですとか備品購入費については、その費目の中での上限等が別に定められているというようなこともございまして、申請をいただいた中でそれぞれこの補助対象経費の中を精査させていただいた上で補助金額を決定させていただいているという状況でございます。

**西田数市委員**

了解しました。また後日、改めて聞きにきます。

**牟田学委員長**

いいですか。

ほかにありませんか。

**中面幸人委員**

さっきからの続きで、58ページの3款1項2目19節、生活支援型タクシー利用促進事業について、概略説明をしていただきますか。

**山元福祉課長**

それでは生活支援型タクシーの概略について御説明させていただきます。まずこの生活支援型タクシーの利用できる方々、対象者ですけれども、まず、市内で乗合タクシーが運行していない地域ということで、35区に居住している方々の中で、市県民税の非課税世帯の方、なおかつ施設ですとか病院等に入所をされていない方の中で、一つは75歳以上の高齢者の方で運転免許証を有していない方。75歳未満の方々につきましては、要介護度の状態区分が要介護1以上の方、もしくは福祉課に関する障がい者の方につきましては身体障害者手帳の障がいの程度が1級または2級の方、あるいは療育手帳の程度がA1またはA2の方、あるいは身体障害者手帳の障がい程度が3級かつ療育手帳の障がいの程度がB1の方ということで、これは重度の心身障害者という方でしております。これに加えまして、精神保健手帳の障がいの程度が1級または2級の方、こういった方々が対象になるというふうに考えているところです。

**牟田学委員長**

課長、それをほしいということなんですよ。

[発言する者あり]

どうですか、資料的に出せます。今読んだところとか、その資料がほしいということなんです。聞いてもいっぱいあるから。いいですか。

中面委員、月曜日に資料として出せるということですが、よろしいですか。

**中面幸人委員**

あと介護長寿課とか、企画課と同じような中身になるだろうから、それを提供をお願いします。

**牟田学委員長**

それでよろしいですか、

ほかにありませんか。

**山田勝委員**

63ページの保育所費の中でちょっとお尋ねしたいんですが、現在みなみ保育園のね、園児数は幾らなんですか。

**永田保育園係長**

現在、みなみ保育園の園児数は57名です。

**山田勝委員**

去年の予算とことしの当初予算と比較してみるんですが、嘱託員もそれぞれ変わっていないんですよ。変わっていないんだけど、この賃金がね、去年のと比較すればね、すごく多いのよね、賃金が。どういう理由ですかね。

**牟田学委員長**

7節賃金ですね。

**山田勝委員**

7節賃金。去年は125万3千円ですよ。ことしは496万9千円。

**山元福祉課長**

ここにつきましては、報酬のところでは保育嘱託員ということで12名分の報酬を計上しているんですけども、現在、保育士につきまして、募集応募をさせてもらっているんですが、なかなか必要な保育士の数の確保が難しいということで、例えば月額報酬としての勤務は無理だけれども、日額の臨時職員の形であれば勤務ができますというような方がおられた場合に、報酬では賃金のほうでお支払できるように、2人分の1年間の賃金ということで、嘱託員ではなくて日額賃金の臨時の方で雇用する場合に備えまして、2人分ということで371万6千円を増額して計上させていただいているところです。

**山田勝委員**

先の補正で減額してますよね、455万1千円。そういう形で残ったら減額しますけれども、こういうふうにして上げとかなないと保育士を雇えないと、こういうことなんです。

**山元福祉課長**

山田委員のおっしゃるとおりです。

**山田勝委員**

この前の補正の審議のときにね、確か中面委員が民間の保育園の保育士とですね、みなみ保育園の嘱託で頼んでいる保育士と比較したときに、給料が高いんですか、安いんですかという質問に、あなたは民間のほうはこうこうこういうので民間のほうが高いと言われましたよね。ことしはどうなんです。

**山元福祉課長**

このみなみ保育園の嘱託保育士の月額報酬ですけども、今回1万円増額させていただきまして、みなみ保育園の嘱託員につきましては月額で18万1,200円という金額になります。これにつきましては、県内の他の公立保育園のほかの団体と比較しますと、大体平均

16万6千円程度ということで、それと比べますと遜色のない水準にあるものというふうに考えます。一方、民間の保育所との処遇の比較なんですけれども、これについては勤務条件ですとか、職場環境もそれぞれなので一概に比較することは難しいところがあるんですが、ハローワークのほうに出されてます求人情報で比較したときなんですけれども、出水地区管内の事業所の月額給与につきましてはおおむね14万円台から20万円程度ということで、事業所によって幅があるようなところでありまして、みなみ保育園の月額報酬はこれでいきますと平均的な水準にあるんですけれども、賞与の有無とか、そういったところは若干差が、違いがあるというところもございます。

#### 山田勝委員

今ね、課長は民間のところのほうはよくわからにふうに言うけどね、でも現実に国は制度をつくってですね、今回はこういうことで保育士については特別に上げますよとか、制度が変わりましたよっていうのはあなた方がこういう制度があります、役所が、あなた方を窓口にして出すわけでしょう。運営費の中で出すわけでしょう。だからわからないちゅうことはないと思いますよ。わからないちゅうことは比較するのが嫌だからわからないちゅうんじゃないですか。

そんなにね、書類を見なくてもね、頭の中に入っとかんね、これぐらいのことは。保育園の園長、どうなんですか、民間の保育園と比較して。これはね、私がなんで言うかつたら私が保育園の園長は別に臨時職員でもいいのじゃないですか、いや違います、管理職でないとできません、市の職員でないとできませんと言ったから、普通の民間の保育園の園長はそういう交渉をしますよ。民間の保育園と比較したときに、こうですから上げてくださいと交渉するから管理職なんです。あんたはどういう交渉をしていますか、給料のことについては。いや、あんたが、保育園長がですね、福祉事務所に、あるいは財政課にどういう交渉をしていますか、制度上の交渉をしていますかって言うんですよ。交渉していないとね、園長じゃないよ。

#### 山元福祉課長

ここの処遇の部分につきましては、私どものほうでは民間のほうから報酬の部分につきましても処遇改善の加算等もあるんですけれども、これについては事業所から出していただきました一連の書類に基づきまして、その申請がなされた内容を精査して交付金のほうを決定させていただいている状況です。

[発言する者あり]

#### 山田勝委員

いいよ、いいよ、委員長、いいよ。あのね、例えば、それぞれの保育園の措置費というのはね、国の一定の法律に基づいてしか払うことはできないでしょう。阿久根市だけが独自でできるの、できないの、はっきり言って。

#### 山元福祉課長

国の制度に基づいて措置を行っております。

#### 山田勝委員

でしょう。国の制度に基づいて措置を行っています。それでまた国は国です、保育園のなり手がいないから、保育士になり手がいないので上げました。その上げますよ、あるいはこういう制度がありますよ、今度は交付金がありますという交付金についてですね、園によっては知らないで、あるいはそのニュースをキャッチしないでね、申請をしない園もあると思いますよ。だから、そういうのはね、あなたたちがちゃんとやってるじゃないですか。そういうのは、今度はこういうのが出てきましたよ、申請してくださいということでやっているでしょう。そういう状況の中で、あなた方が民間の保育園の実態を把握できないちゅうことはないはずですよ。そこで、私が保育園の園長に聞くのは、あなたは民間のを比較して、みなみ保育園のね、臨時、嘱託員の方々の報酬を上げる努力を具体的にどうされましたかって、今、園長に聞いてるんですよ。園長に聞いています。

## 永田保育園係長

報酬を具体的に上げるという交渉は私たちにはできないんですけど、職場の人間が一生懸命、早朝保育、延長保育とかいうのに一生懸命従事して、園の和を図りながらしているということは常々上のものにも伝えていきます。処遇のほうとかもなるべく改善をしていただくようにはお願いしております。

## 山田勝委員

だからね、こういうルールをつくっていないから、あなたたちが。国の制度に基づいてルールをつくっていないからそういうことなんですよ。だから、そんなら仮にそれに基づいてお金を上げるとしたら財源はどうするのということになるでしょう、今度は。だから民営化しなさいという話をずっとしたんだけど。そういう中でね、園長は市の職員でないとできませんと言ったから言うんですよ。あなたは具体的にね、あの方々のためにどんな努力をしたのか、どれくらいお金をやっってくださいと言ったのか。あんたはそう言うけど、あの方々の裏で話を聞けばね、仕事は私たち一生懸命します。こんなに給料の差があるのによって言うんだから。だからあなたはそういうのを言いませんよ。そういうのを言ったら来年は雇われないですからね。嘱託職員はそういう人は雇わないんですから、批判をしたり、苦情を言う人は雇いません。市の職員はどんなに言ってもね、権利が認められているから辞めさせることもできませんよ。でも、そういうこと出てくるから、あなたは保育園の園長だから。他の園長と同じように努力をして、ほかの園長に負けないぐらいのね、給料をもらうように努力をしないと園長の資格がないです。

## 牟田学委員長

山田委員、いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第23号中、福祉課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(福祉課退室)

ここでお諮りいたします。

本日の審査はこの程度にとどめ散会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、本日はこれにて散会します。

3月12日は午前10時より再開いたします。

(閉会 16時11分)